

令和 6 事業年度事業報告書

農業者の方は終身年金である農業者年金が基本です

独立行政法人農業者年金基金(以下「基金」という。)は、国民年金の給付と相まって、農業者の老後の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資するとの目的を実現するため、特殊法人農業者年金基金を母体として平成15年10月1日に設立されました。

我が国の公的年金制度は、サラリーマンを対象とする厚生年金制度が早くから実施されてきましたが、農業者等の自営業者を対象とする年金制度は大きく立ち遅れていました。

このような状況を踏まえ、「農業者にもサラリーマン並みの年金を」という農業者と農業団体からの強い要請活動の下、政府において検討が進められた結果、昭和45年5月に農業者年金基金法案が可決・成立し、昭和46年1月から、年金事業(旧制度)が開始されました。

この事業は、年金給付等に必要な費用を現役世代の加入者からの保険料で賄う「賦課方式」で実施されましたが、その後、農業の担い手の減少や高齢化の進展等に伴い、現役世代の保険料負担を大幅に引き上げざるを得ないという事態となりました。

このため、政府と農業団体等による2年余にわたる検討の結果、平成13年5月に農業者年金基金法を一部改正する法律案が可決・成立し、平成14年1月から、新たな年金事業(新制度)が行われています。

この新たな年金事業は、加入者自らが積み立てた保険料とその運用益を合わせた額により、将来の年金給付に充てる「積立方式」で実施され、農業者であれば広く加入できるとともに、一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助を行う等、これまでの事業にない新たな措置が導入されるといった特徴があります。

現在、基金においては、新旧の制度を併せて全国で約24万人の農業者の皆様に、年間約615億円の農業者年金をお支払いしています。また、基金とその業務受託機関(農業委員会系統組織とJA系統組織)との連携による加入推進活動の展開により、積立方式の新制度への加入者累計数(令和7年3月末現在)は、138,383人となり、新制度による年金受給者数(同)も58,941人と年々増加してきています。

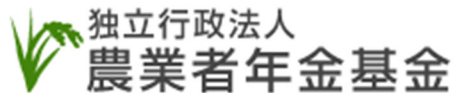
他方、積み立てられた年金原資については、運用の効率性を考慮し、基金が保険料と国庫補助を一括して運用しており、その大半を占める被保険者ポートフォリオの運用利回りは、平成14年度から令和6年度までの平均で2.89%となっています。

社会全体が少子高齢化していく時代を迎え、農業者年金制度は、終身年金とし

て、老後保障の面から担い手を支えることのできる唯一の農業施策であり、担い手の確保対策として、当基金が効果的かつ効率的な業務運営を行うことが求められています。

このような中、基金の業務運営については、農業者年金記録管理システムの活用等を通じたデジタル化の推進を図るとともに、加入者・受給者等の多くの個人情報保有している基金のリスクマネジメントに対応するための内部統制の充実・強化を図るほか、情報セキュリティ対策と個人情報保護の強化・徹底にも取り組んでいます。

本事業報告書が、業務実績等報告書等とともに、基金の様々な事業活動についてのご理解に結びつく一助となれば、幸いと考えています。



理事長 黒田 夏樹



2 法人の目的、制度の概要、業務内容

(1) 法人の目的

基金は、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的としています。（独立行政法人農業者年金基金法 第3条）

(2) 農業者年金制度（現行制度）の概要

① 目 的

農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。

② 財政方式

将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ自ら積み立てる積立方式。

③ 加入要件

国民年金第1号被保険者であって、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の者。加入及び脱退は任意。

※ 60歳以上65歳未満の国民年金任意加入被保険者も加入可能。

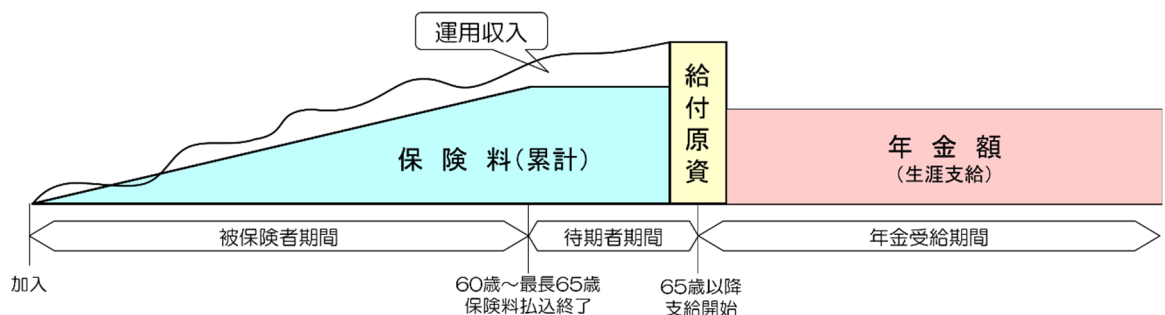
④ 保険料

ア 通常保険料（通常加入）

下限額（20,000円）と上限額（67,000円）の間で加入者が任意に決定。

※ 35歳未満で、認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす者は、下限額（10,000円）と上限額（67,000円）の間で任意に決定。

農業者年金（積立方式・確定拠出型）のイメージ



イ 特例保険料（政策支援加入）

(ア) 青色申告を行う認定農業者等一定の農政上の要件を備えた意欲ある農業者に対して、通常保険料の下限額（20,000円）を下回る特例保険料を適用（10,000円、14,000円、16,000円）。

※ 基本となる保険料 20,000 円と特例保険料との差額は国が補助。
補助期間は、

- i 35 歳未満は、政策支援要件を満たしている全ての期間
- ii 35 歳以上は、10 年間を限度
- iii i と ii の合計で最長 20 年間

(イ) (7) 以外の要件

- i 60 歳までに 20 年以上保険料納付済期間等が見込まれること。
- ii 農業所得が 900 万円以下であること。

◎特例保険料の対象者

区分	特 例 保 険 料 対 象 者	特例保険料の額 (国庫補助額)	
		35歳未満	35歳以上
区分1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (10,000円)	14,000円 (6,000円)
区分2	認定就農者で青色申告者		
区分3	区分1又は区分2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属		
区分4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に区分1に掲げる者になることを約束した者	14,000円 (6,000円)	16,000円 (4,000円)
区分5	区分1又は区分2の要件を満たしていない経営主の直系卑属であり、かつ35歳未満の農業後継者で、35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に区分1に掲げる者になることを約束した者		—

⑤ 給付の種類と支給要件等

ア 農業者老齢年金

被保険者が納付した保険料とその運用収入の総額を基礎として、①65 歳から 75 歳までの間で裁定（支給）請求をしたときは、その者に、②裁定（支給）請求することなく 75 歳に達したときは、その者に対し支給（60 歳からの繰上げ支給あり）。

イ 特例付加年金

国庫補助額とその運用収入の総額を基礎として、特例保険料を納付した者が、①20 年以上の保険料納付済期間等があること、②農業を営む者でなくなること、③65 歳に到達していることの全ての要件を満たし、裁定（支給）請求したときに支給（60 歳からの繰上げ支給あり）。

ウ 死亡一時金

加入者及び受給権者が 80 歳に達する前に死亡したときに、その者と

生計を一にする遺族に対して死亡した日の翌月から 80 歳に達する月までに支給されることとなる農業者老齢年金の額の現価に相当する額を一時金として支給。

⑥ 年金資産の運用

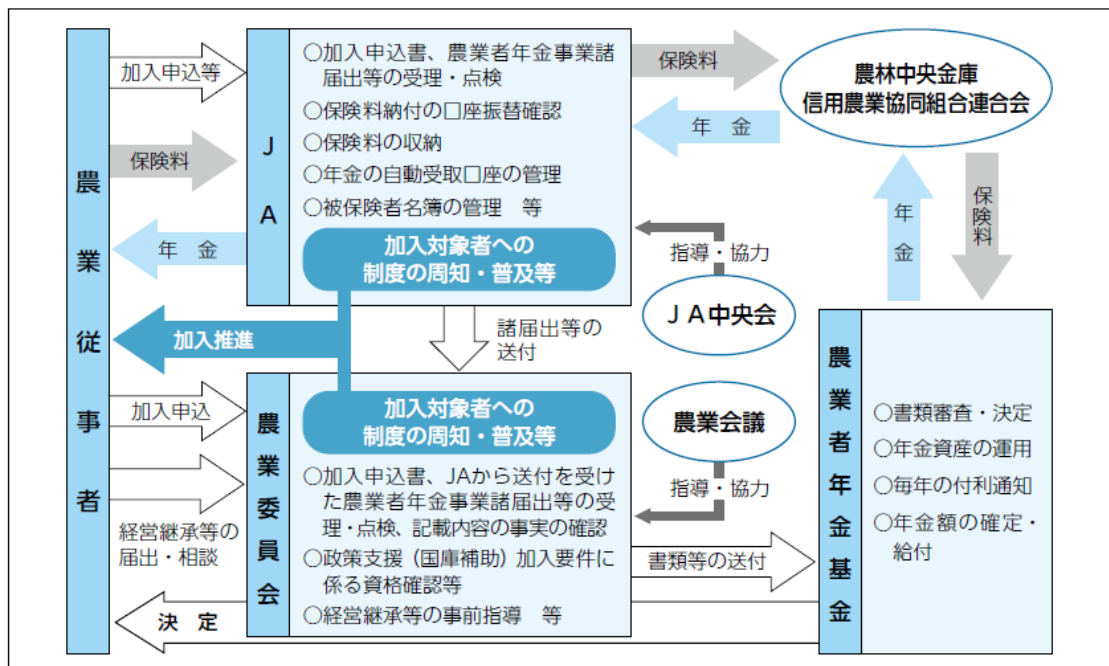
加入者が納付した保険料と政策支援加入者に係る国庫補助額は、将来受給する年金の原資として、個人ごとに管理しています。

積み立てられた年金の原資については、運用の効率性を考慮して、基金が保険料と国庫補助額を一括して運用し、将来の年金の原資（年金原資）としています。

年金資産の安全かつ効率的な運用を行うため、運用の基本方針を作成し、長期にわたり維持すべき資産構成割合を設定して、複数の資産に分散投資しています。

⑦ 業務の委託

農業者年金事業における業務は広範であり、加入者及び受給者も極めて多数に及ぶことから、基金は独立行政法人農業者年金基金法第 10 条の規定に基づき、業務の一部を市町村（農業委員会）、農業協同組合、都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会等に委託しています。



(3) 業務内容

① 現行制度

- ・ 農業者年金への加入申込者の加入資格の審査・決定
- ・ 被保険者記録及び待期者記録の管理
- ・ 保険料の徴収
- ・ 保険料及び一定の要件を満たす被保険者に助成される国庫助成金の運用
- ・ 給付金（農業者老齢年金、特例付加年金及び死亡一時金）を受給しようとする者の受給要件の審査、決定、支給
- ・ 年金受給権者記録の管理等の業務

② 旧制度（農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 3 号）による改正前の制度）及び旧制度関連

- ・ 給付金（経営移譲年金、農業者老齢年金、死亡一時金）を受給しようとする者の受給要件の審査、決定、支給
- ・ 年金受給権者記録及び待期者記録の管理
- ・ 経営移譲希望者の農地等を買入れるのに必要な資金として農業者年金加入者等に貸し付けた貸付金債権等の管理（新規貸付は廃止）等の業務

(4) 農業者年金制度の改正

【令和 2 年度改正】

① 改正の背景

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入要件の見直し等の措置を講ずることを目的として、国民年金法、厚生年金保険法及び独立行政法人農業者年金基金法等の関係法を一括して改正する「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法案」が令和 2 年 5 月 29 日に可決・成立し、6 月 5 日に公布されました。

② 改正の概要

ア 受給開始時期の選択肢の拡大（令和 4 年 4 月 1 日から）

・ 農業者老齢年金

現行制度では、原則として、65 歳に達したときから年金を受給することができましたが、令和 4 年 4 月 1 日からは、その上限を 75 歳に引き上げるとともに、65 歳から 75 歳までの間は、加入者の判断により年金の受給開始時期を選択できるようになりました。

・ 特例付加年金

特例付加年金を受給するための要件を満たした上で、年金の受給開始時期を選択できるようになりました。

なお、特例付加年金については、経営継承が受給要件とされていることから、農業者老齢年金とは異なり、受給開始年齢の上限はありません。

イ 加入可能年齢の引き上げ（令和４年５月１日から）

現行制度では、農業者年金に加入できるのは、20 歳以上 60 歳未満の国民年金第１号被保険者であって、農業に従事（年間 60 日以上）している方ですが、令和４年５月１日からは、加入可能年齢が 65 歳まで引き上げられました。

ただし、国民年金の任意加入者であって、農業に従事（年間 60 日以上）している方に限ります。

【令和３年度改正】

① 改正の背景

年金給付に係る原資額及びその運用期間を十分に確保し得る若い農業者が農業者年金に加入しやすいようにすることを目的として、独立行政法人農業者年金基金法施行令が改正され、令和３年６月 25 日に公布されました。

② 改正の概要

現行制度では、月当たりの保険料の額は、納付下限額（２万円）から納付上限額（６万七千円）までの間で選択することとされていますが、令和４年１月１日からは、35 歳未満の被保険者であって、特例保険料の適用の対象とならない者の場合は、納付下限額 1 万円になりました。なお、特例保険料の適用の対象とならない者とは、次のア～オのいずれにも該当しない者のことです。

ア 認定農業者かつ青色申告者

イ 認定就農者かつ青色申告者

ウ ア又はイの者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属

エ 認定農業者又は青色申告者

オ ア又はイ以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

3 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）

農林水産省の政策体系は7つの柱から構成され、基金の各業務と農林水産省の政策ごとの予算との対応関係については、以下のとおり「2. 農業の持続的な発展」のうち、「⑥担い手の育成・確保等と農業経営の安定化」の下に位置づけられています。

農林水産省の政策体系	予算科目	農業者年金基金の業務
2. 農業の持続的な発展	・ 特例付加年金助成補助金 ・ 農業者年金給付費等負担金 ・ 独立行政法人農業者年金基金運営費交付金	・ 担い手となる若い農業者について農業者年金の保険料負担を軽減し、その個人の経営を支援 ・ 旧制度による年金等の給付に必要な費用等を負担 ・ 運営費交付金が交付されている各業務

(独) 農業者年金基金の政策体系図

食料・農業・農村基本法

(農業の持続的な発展)

第4条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び**農業の担い手**が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わされた**望ましい農業構造**が確立されとともに、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)

食料・農業・農村をめぐる情勢

<高齢化や人口減少の進行>

農業就業者が高齢化・減少し、高齢者のリタイア等による農地の荒廃や担い手の不足等により生産基盤の脆弱化が進行

<担い手など農業・農村の構造の変化>

農業の将来を支える若い担い手の確保が十分に進んでおらず、65歳以上が約70%、39歳以下が約5%と著しくアンバランスな年齢構成

施策推進の基本的な視点

- 消費者や実需者のニーズに即した施策
- 食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成
- **農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開**
 - ・ 人・農地プランによる各種施策の一体的な実施による「担い手」の育成・確保
 - ・ 次世代の担い手への農地をはじめとする経営基盤の円滑な継承
 - ・ 新規就農の促進、女性の経営・社会参画などを含む多様な人材の確保
- 農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進 等

講ずべき施策【農業の持続的な発展】

力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

- 認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう、支援を重点的に実施
- 農地等の資源が次世代の担い手に確実に利用されるよう、計画的な経営継承を促進
- 世代間のバランスのとれた農業就業構造を実現するため、農業の内外からの青年層の新規就農を促進

農林水産省の政策評価体系

大目標(使命)

食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の持続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

中目標

2. 農業の持続的な発展

政策分野

⑥ 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化

(独) 農業者年金基金

目的

農業者の老齢について必要な年金等の給付を行うことにより、国民年金の給付と相まって**農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資すること**を目的とする。

業務(農業者年金事業の実施)

農業者年金基金は、加入した農業者が積み立てた保険料を安全かつ効率的に運用し、これを原資として、その老齢時に年金等として給付する事業を実施。

給付の種類：① 農業者老齢年金 ② 特例付加年金 ③ 死亡一時金

独立行政法人農業者年金基金の使命等と目標との関係

(使命)

農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資する。

(現状・課題)

◆強み

- ・農業者の老後生活までカバーする唯一の農業政策の実施機関として、農業者の確保に寄与。
- ・年金資産の運用は、直近5か年(H29年度～R3年度)の平均利回り3.43%を確保し、安全かつ効率的に運用。

◆弱み・課題

- ・農業者の少子高齢化や減少が急速に進展する中、若い農業者等の加入拡大が必要。
- ・農業者年金記録管理システムについて、保守・運用費用の低減等や業務改善を図られるように、新たなシステムの構築が必要。
- ・IT及び資産運用の専門的知識を有する者の育成・確保が必要。

(環境変化)

- 我が国の農業・農村において、少子高齢化・人口減少が急速に進展することが見込まれる中、将来に向けて世代間のバランスのとれた農業就業構造の実現が急務。
- 年金資産の運用環境においては、国内外の金融経済情勢が不透明な状況。
- SDGsの達成に貢献するESG投資の世界的な拡大により、企業等が環境等への取組を主要な経営戦略の一つとする動きが加速。
- マイナナンバー制度による情報連携の活用や手続のオンライン化など、業務等のデジタル化によって、国民の利便性の向上に繋げることが必要。

(中期目標)

- 農業者年金制度の普及推進
加入対象者が減少している中であって、若い農業者及び女性農業者の新規加入者について、前中期目標期間中の新規加入者実績数の推移と同程度以上の水準を確保。
- 年金資産の安全かつ効率的な運用
年金資産の運用に当たって、長期的な総合収益の確保を図るとともに、実務上の課題を踏まえながら、ESG投資を検討。
- 業務等のデジタル化の推進
加入者の利便性の向上等に資するため、手続のオンライン化やマイナナンバー制度による情報連携等の活用や新たな農業者年金記録管理システムの構築に向けた整備を推進。
- 組織体制の整備
業務等のデジタル化や年金資産における運用環境の変化等に適切に対応するため、外部リソースの活用を含めた専門性の高い人材の育成・確保についてより一層推進。

4 中期目標

(1) 概要（農林水産省第5期中期目標（令和5年4月～令和10年3月））

力強く持続可能な農業構造の実現に向けて、農業の担い手の育成・確保を図っていくためには、他産業と遜色ない生涯所得を展望し得る環境を整備することが必要であり、その際、経営に対する支援により現役時の所得の増大・安定を図ることに加え、引退後の老後生活への不安を払拭するとともに、農業者の生涯所得の充実のため、公的な老後保障を整備することも重要です。

農業者年金制度は、こうした老後保障の面から担い手を支えることのできる唯一の農業施策であり、その実施主体である基金にあっては、本制度の特色を活かしつつ、農業者の確保に資する政策年金としての効果を十分に発揮し、喫緊の課題である担い手の確保に最大限資することが求められています。

本中期目標については、このような認識の下、基金が、理事長の適切なリーダーシップの下、効果的かつ効率的な業務運営を図りつつ、本制度が農業・農村の現場により広く浸透し、政策年金としての機能が一層発揮されることとなることを期待され策定されたものです。

[詳細につきましては、第5期中期目標をご覧ください。](#)

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、基金の各々の業務内容を基にしており全部で3つに区分しています。

具体的な区分及び区分ごとの目標は以下のとおりです。

① 農業者年金事業

- ・ 被保険者資格の適用及び収納関係業務、年金等の給付業務

② 年金資産の運用

- ・ 運用基本方針に定める政策アセットミクスによる分散投資を行うとともに、同方針に基づき安全かつ効率的に行う。被保険者ポートフォリオの各資産がベンチマーク並みの収益率を上げたとして得られる収益率（複合ベンチマーク）に相当する収益率が確保できるよう努める。
- ・ 被保険者等の年金資産に係る中長期的な投資収益の拡大に資するよう、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す観点から、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その際には非財務的要素である ESG（環境、社会、ガバナンス）も考慮する。

③ 制度の普及促進等

- ・ 新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資す

るよう、若い農業者に重点を置いた制度の普及推進を図り、令和9年度末までに若い新規加入者（20歳以上39歳以下の者）を5,500人以上確保する。

・女性農業者が、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に参画できるよう、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、令和9年度末までに女性の新規加入者を3,400人以上確保する。

なお、経理区分については、各業務と財源区分との関係などから4つに区分しており、これらの関係は次のとおりです。

一定の事業等のまとめ (セグメント区分)	(収益化単位の業務)	勘 定 区 分
ア 農業者年金事業	適用・収納課、給付課、情報管理課、数理役、企画調整室（加入推進）	i 特例付加年金勘定 ii 農業者老齢年金等勘定
	適用・収納課、給付課、情報管理課、運用課、数理役、企画調整室（加入推進）	iii 旧年金勘定
	給付課	iv 農地売買貸借等勘定
イ 年金資産の運用	企画課、運用課	i 特例付加年金勘定 ii 農業者老齢年金等勘定
ウ 制度の普及促進等	企画調整室（加入推進）	i 特例付加年金勘定 ii 農業者老齢年金等勘定

5 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

【基本理念】

基金の基本理念は、独立行政法人農業者年金基金法第3条に、「独立行政法人農業者年金基金は、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に資するとともに、農業者の確保に資することを目的とする。」と定められています。

【運営方針】

- 1 関係機関と緊密に連携を図りながら、農業者の立場に立った親切・迅速・適正で効率的なサービスを提供します。
- 2 農業者のご意見を業務運営に反映していくとともに、業務の成果などについて、わかりやすい情報公開の取り組みを進めます。
- 3 コンプライアンスの推進、リスク管理の徹底に取り組みます。

【役職員の行動指針】

- 1 農業者年金制度は、農業者の老後に不可欠の「良い制度」。すべての加入資格者に知ってもらい、加入してもらうことを目標に加入推進に取り組む。
- 2 お客様であり、受益者である加入者・受給者一人ひとりの信頼・期待に応えてゆくことが我々の大切な使命。受託者責任に基づいた配慮、サービス精神を忘れずに仕事に取り組む。
- 3 仕事にミスやトラブルはつきもの。自分で抱え込まず、速やかに上司・役員まで報告・連絡・相談する。
- 4 基金の仕事は、各人・各部署の仕事が密接に関連。個々の専門的な仕事のその先にある同僚、他部署の仕事に思いを巡らしながら仕事に取り組む。
- 5 農業者年金の仕事は基金だけではできない。ともに推進に当たる農業委員会系統組織、農協系統組織と連携しながら仕事に取り組む。
- 6 法令を遵守し、高い倫理観を持って行動する。特に、個人情報の取り扱いには最善の注意を持って仕事に取り組む。
- 7 役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当要求等に対し、弁護士や警察等関係機関との連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。
- 8 役職員全員で、明るく働きやすい職場づくりを進めよう。

6 中期計画及び年度計画

主務大臣から指示された第5期中期目標を達成し、国の政策実施機関としての機能の最大化を図るため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づき、基金がとるべき措置等として、第5期中期計画（令和5年4月～令和10年3月）を策定しました。同計画に掲げる項目及びその主な内容と令和6年度の年度計画との関係は次のとおりです。

[詳細につきましては、第5期中期計画及び年度計画をご覧ください。](#)

第5期中期計画と主な指標等	令和6年度計画と主な指標等
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	
1 農業者年金事業	
(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ✓ 申出書等の標準処理期間内処理 ✓ 国民年金被保険者資格記録との不整合者の割合（0.6%以下） ✓ 保険料収納の円滑かつ確実な実施 ✓ 過大納付保険料の還付	✓ 申出書等の標準処理期間内処理 ✓ 国民年金被保険者資格記録との不整合者の割合（0.6%以下） ✓ 保険料収納の円滑かつ確実な実施 ✓ 過大納付保険料の還付
(2) 年金等の給付業務 ✓ 裁定請求書の標準処理期間内処理 ✓ 年金の受給漏れ防止 ✓ 受給権者への適切な年金給付 ✓ 源泉徴収事務の適切な実施	✓ 裁定請求書の標準処理期間内処理 ✓ 年金の受給漏れ防止 ✓ 受給権者への適切な年金給付 ✓ 源泉徴収事務の適切な実施
2 年金資産の安全かつ効率的な運用	
(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用 ✓ 運用基本方針に基づく年金資産の安全かつ効率的な管理・運用の実施	✓ 運用基本方針に基づく年金資産の安全かつ効率的な管理・運用の実施
(2) 資金運用委員会等によるモニタリング ✓ 資金運用委員会における運用状況等の評価・分析 ✓ 経営管理会議における四半期ごとの運用状況等の評価・分析及び資産の構成割合の変動状況に応じたりバランスの実施	✓ 資金運用委員会における運用状況等の評価・分析 ✓ 経営管理会議における四半期ごとの運用状況等の評価・分析及び資産の構成割合の変動状況に応じたりバランスの実施
(3) 政策アセットミックスの検証・見直し ✓ 資金運用委員会における運用環境の変化に照らした政策アセットミックスの妥当性の検証及	✓ 資金運用委員会における最新の運用環境を踏まえた政策アセットミックスの検証及び必要に

び必要に応じた見直しの実施	応じた見直しの実施
(4) 運用の透明性の確保 ✓ 年金資産の運用状況を四半期ごとにホームページで公表し、6月末までに被保険者に通知 ✓ 運用基本方針等、年金資産の運用に係る情報を積極的に公開	✓ 年金資産の運用状況を四半期ごとにホームページで公表し、6月末までに被保険者に通知 ✓ 運用基本方針等、年金資産の運用に係る情報を積極的に公開
(5) スチュワードシップ責任を果たす活動及びESGを考慮した投資 ✓ 株主議決権行使結果等をホームページで公表	✓ 株主議決権行使結果等をホームページで公表
3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	
(1) 若い農業者の加入の拡大 ✓ 令和9年度末までに、新規加入者のうち20歳以上39歳以下の者を5,500人以上確保	✓ 令和9年度末までに、若い新規加入者（20歳以上39歳以下の者）を5,500人以上確保
(2) 女性農業者の加入の拡大 ✓ 令和9年度末までに、女性の新規加入者を3,400人以上確保	✓ 令和9年度末までに、女性の新規加入者を3,400人以上確保
(3) 加入推進活動の実施 ✓ 加入推進の取組方針の設定・徹底 ✓ 加入推進特別研修会等を実施し、加入推進活動の活性化を図る ✓ 目標達成状況のフォローアップを行い、課題や解決策について意見交換等を行う	✓ 加入推進の取組方針の設定・徹底 ✓ 加入推進特別研修会等を実施し、加入推進活動の活性化を図る ✓ 目標達成状況のフォローアップを行い、課題や解決策について意見交換等を行う ✓ 特に加入推進を促進する必要がある地域業務受託機関を指定し、巡回意見交換など特別活動を実施
(4) 加入者に係るデータ収集・分析 ✓ 新規加入者等へのアンケート調査や優良事例の把握等で情報収集・分析の上、業務受託機関と共有を図る	✓ 新規加入者等へのアンケート調査や優良事例の調査等で情報収集・分析の上、業務受託機関と共有を図る
(5) ホームページ等による情報の提供 ✓ ホームページやメールマガジン、SNSを活用し、農業者年金制度や活動等の情報提供を実施 ✓ ホームページの構成・閲覧環境等の改善に取り組む ✓ 農業者が参集する研修会やイベント等において、制度のPR及び周知を図る	✓ ホームページやメールマガジン、SNSを活用し、農業者年金制度や活動等の情報提供を実施 ✓ ホームページの構成・閲覧環境等の改善に取り組む ✓ 農業者が参集する研修会やイベント等において、制度のPR及び周知を図る

4 加入者等に対して提供するサービスの向上	
(1) 年金額の「見える化」の推進 ✓ 老後の生活設計のため、年金額のシミュレーション等で見込み額を把握しやすくするなど効果的な情報提供の手法を検討し、取り組む	✓ 老後の生活設計のため、年金額のシミュレーション等で見込み額を把握しやすくするなど効果的な情報提供の手法を検討し、取り組む
(2) 手続のオンライン化等 ✓ 手続の利便性向上及び添付資料の負担軽減を図り、サービスの向上に資するため、オンライン化・マイナンバー制度による情報連携等を推進 ✓ 加入者等へ利便性向上等について普及啓発を行う	✓ 手続の利便性向上及び添付資料の負担軽減を図り、サービスの向上に資するため、オンライン化・マイナンバー制度による情報連携等を推進
(3) 年金相談 ✓ 農業者等からの問い合わせは、的確に分かりやすい回答で、間違いなく伝える	✓ 農業者等からの問い合わせは、的確に分かりやすい回答で、間違いなく伝える
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項	
1 業務改善の推進	
(1) 業務の簡素化・効率化等 ✓ 事務の簡素化・効率化による事務処理の負担軽減及び経費抑制のため、業務のデジタル化を検討及び業務マニュアルの整備・改善等を実施	✓ 事務の簡素化・効率化による事務処理の負担軽減及び経費抑制のため、業務のデジタル化を検討及び業務マニュアルの整備・改善等を実施
(2) 農業者年金記録管理システムの利用促進 ✓ 農業者年金記録管理システムを利用可能な全ての業務受託機関が利用することを目指して利用促進に取り組む	✓ 農業者年金記録管理システムを利用可能な全ての業務受託機関が利用することを目指して利用促進に取り組む
(3) オンライン化・デジタル化等 ✓ 手続きのオンライン化や業務のデジタル化の進捗に併せて、適切かつ着実に手続き等に関する諸規定の見直しを進める	✓ 手続きのオンライン化や業務のデジタル化の進捗に併せて、適切かつ着実に手続き等に関する諸規定の見直しを進める
2 手続・業務のデジタル化の推進等	
(1) 資格確認等の効率化のため、デジタル化を推進 ✓ 被保険者及び受給者の資格確認等の効率化のため事務手続・事務処理のデジタル化の推進及び情報システムの検討・検証	✓ 被保険者及び受給者の資格確認等の効率化のため事務手続・事務処理のデジタル化及び業務フローの検証・検討
(2) 新たな農業者年金記録管理システムの構築・整備 ✓ 操作性の向上や改修・保守運用費用の低減等を	✓ 操作性の向上や改修・保守運用費用の低減等を

図り、クラウド化を視野に検討	図り、クラウド化を視野に検討
(3) 源泉徴収システムの検討及び整備 ✓ 所得税等の源泉徴収を要しない限度額を超える受給者の増加が見込まれ、これを的確に処理するため、源泉徴収システムの検討及び整備を進める	✓ 所得税等の源泉徴収を要しない限度額を超える受給者の増加が見込まれ、これを的確に処理するため、源泉徴収システムの検討及び整備を進める
(4) 情報システムの整備 ✓ 制度改正があった場合等の計画的な開発・改修の実施 ✓ 令和6年度予定の事務所移転時の情報システムの適切な移転	✓ 制度改正があった場合等の計画的な開発・改修の実施 ✓ 事務所移転時の情報システムの適切な移転
(5) 情報システムの整備及び管理の基本的な方針 ✓ 情報システムの整備及び管理の基本的な方針にのっとり、適切に対応	✓ 情報システムの整備及び管理の基本的な方針にのっとり、適切に対応
3 運営経費の抑制	
(1) 一般管理費及び業務経費の削減 ✓ 一般管理費（特殊要因等を除く）の削減（対前年度比△5%以上） ✓ 業務経費の削減（対前年度比△3%以上）	✓ 一般管理費（特殊要因等を除く）の削減（対前年度比△5%以上） ✓ 業務経費の削減（対前年度比△3%以上）
(2) 給与水準の適正化 ✓ 国家公務員の給与規定等の状況を踏まえて見直しを実施し、ラスパイレス指数とあわせて公表 ✓ 役員の報酬水準及び職員の給与水準の妥当性を検証し、ホームページで公表	✓ 国家公務員の給与規定等の状況を踏まえて見直しを実施し、ラスパイレス指数とあわせて公表 ✓ 役員の報酬水準及び職員の給与水準の妥当性を検証し、ホームページで公表
4 調達の合理化	
✓ 一者応札・応募件数及び随意契約件数の割合を前中期目標期間の平均以下とするため、調達等合理化計画を着実に実施	✓ 一者応札・応募件数及び随意契約件数の割合を前中期目標期間の平均以下とするため、調達等合理化計画を着実に実施
5 組織体制の整備等	
(1) 組織体制の整備 ✓ 人事評価制度の的確な運用 ✓ 適切な組織体制や人員配置への見直し ✓ 専門性の高い人材の確保 ✓ 職員の人材育成へ積極的に取り組む	✓ 人事評価制度の的確な運用 ✓ 適切な組織体制や人員配置への見直し ✓ 専門性の高い人材の確保 ✓ 職員の人材育成へ積極的に取り組む
(2) 働き方改革の推進 ✓ 業務効率化による超過勤務の縮減等、ワークラ	✓ 業務効率化による超過勤務の縮減等、ワークラ

イフバランスの改善に取り組む	イフバランスの改善に取り組む
(3) 情報システムの整備及び管理のための体制整備 ✓ 情報システム整備方針にのっとり、PMO の設置等の体制整備を行う	✓ 情報システム整備方針にのっとり、PMO 体制による情報システムの整備及び管理を行う
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項	
1 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守	
✓ 上記Ⅱを踏まえた中期計画の予算の作成 ✓ 人員配置等に応じて予算を見直す	✓ 上記Ⅱを踏まえた中期計画の予算の作成 ✓ 人員配置等に応じて予算を見直す
2 決算情報・セグメント情報の開示	
✓ 決算情報や業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示	✓ 決算情報や業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示
3 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施	
✓ 収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理し、次年度の予算配分に反映	✓ 収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理し、次年度の予算配分に反映
4 貸付金債権等の適切な管理等	
✓ 農地等取得資金貸付金債権について、農地等担保物件の評価の見直し・管理 ✓ 年金給付過誤払等に係る返納金債権の円滑かつ確実な回収に努める	✓ 農地等取得資金貸付金債権について、農地等担保物件の評価の見直し・管理 ✓ 年金給付過誤払等に係る返納金債権の円滑かつ確実な回収に努める
5 長期借入金の適切な実施	
✓ 市中金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る	✓ 市中金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る
6 将来必要となる旧制度における年金等給付費の試算と点検	
✓ 旧制度における年金等給付費の試算を行い、その妥当性について検証し、必要に応じて見直しを行う	✓ 旧制度における年金等給付費の試算を行い、その妥当性について検証し、必要に応じて見直しを行う
7 不要財産の処分	
✓ 保有資産が必要なくなった場合には、財産処分し国庫に納付するなど、適切に処理 ✓ 事務所移転に伴い発生する不要財産は適切に処理	✓ 保有資産が必要なくなった場合には、財産処分し国庫に納付するなど、適切に処理 ✓ 事務所移転に伴い発生する不要財産は適切に処理
Ⅳ. 予算、収支計画及び資金計画	
Ⅴ. 短期借入金の限度額	
Ⅵ. その他の事項	
(1) 職員の人事に関する計画 ✓ 専門的知識を有する人材の育成を図り、適正な人事配置を実施（常勤職員数 74 人）	✓ 専門的知識を有する人材の育成を図り、適正な人事配置を実施（常勤職員数 74 人）

(2) 積立金の処分にに関する事項 ✓ 前中期目標期間繰越積立金のうち、貸付金等債権が償還されたことによる現預金等を旧年金給付費等に充当	✓ 前中期目標期間繰越積立金のうち、貸付金等債権が償還されたことによる現預金等を旧年金給付費等に充当
(3) 内部統制の充実・強化 ✓ 経営管理会議における内部統制の充実・強化 ✓ コンプライアンス委員会を実施し、違反行為の原因究明及び再発防止等を図る ✓ リスク管理委員会を実施し、リスク管理の徹底	✓ 経営管理会議における内部統制の充実・強化 ✓ コンプライアンス委員会を実施し、違反行為の原因究明及び再発防止等を図る ✓ リスク管理委員会を実施し、リスク管理の徹底
(4) 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底 ✓ 情報セキュリティ委員会の開催、基金 CSIRT の組織対応能力を強化、情報セキュリティの改善を図る ✓ 個人情報保護管理委員会の開催、外部監査等、個人情報保護対策の改善を図る ✓ 情報セキュリティ対策等の研修、標的型攻撃メールに対する訓練を実施し、法令・規定等の遵守を徹底	✓ 情報セキュリティ委員会の開催、基金 CSIRT の運用の点検等、情報セキュリティの改善・強化を図る ✓ 個人情報保護管理委員会の開催、外部監査等、個人情報保護対策の改善を図る ✓ 情報セキュリティ対策等の研修、標的型攻撃メールに対する訓練を実施し、法令・規定等の遵守を徹底
(5) 情報公開の推進・適切な文書管理 ✓ 法人に対する国民の信頼を確保する観点から、役員報酬や事業計画等及び事務処理誤り等について、ホームページで情報を公開 ✓ 加入者に関する記録及び文書等の適切な保存するとともに、管理・保管・マイクロフィルム化・文書の電子化の推進	✓ 法人に対する国民の信頼を確保する観点から、役員報酬や事業計画等及び事務処理誤り等について、ホームページで情報を公開 ✓ 加入者に関する記録及び文書等の適切な保存するとともに、管理・保管・マイクロフィルム化・文書の電子化の推進
(6) 適切な監査の実施等 ✓ 内部監査機能の充実・改善を図るため、基金の各業務について内部監査を実施	✓ 内部監査機能の充実・改善を図るため、適切な業務運営を確保
(7) 業務運営能力の向上等 ✓ 基金職員の能力向上のため、研修等の計画を策定・実施 ✓ 業務受託機関の制度への理解及び事務処理能力の向上のための研修を実施 ✓ 業務受託機関が開催する農業者年金記録管理システム操作及び情報セキュリティ等に関する研修会に講師派遣を実施	✓ 基金職員の能力向上のため、研修等の計画を策定・実施 ✓ 業務受託機関の制度への理解及び事務処理能力の向上のための研修を実施 ✓ 業務受託機関が開催する農業者年金記録管理システム操作及び情報セキュリティ等に関する研修会に講師派遣を実施

✓ 委託業務が適正に行われるよう、計画的に審査指導を実施 ✓ 審査指導で把握した事例や課題等について、研修会等を通じて周知徹底を図る	✓ 委託業務が適正に行われるよう、計画的に審査指導を実施 ✓ 審査指導で把握した事例や課題等について、研修会等を通じて周知徹底を図る
(8) 温室効果ガスの排出の削減 ✓ 実現可能な取組について計画を策定・取組・実施状況の点検を行う	✓ 実現可能な取組について計画を策定・取組・実施状況の点検を行う

7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

①主務大臣

基金に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）における主務大臣は農林水産大臣ですが、平成 13 年農業者年金改正法による改正前の農業者年金基金法における基金の事務所、役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項及び農業者年金事業、任意的業務である福祉施設の設置運営に関する事項の主務大臣は、厚生労働大臣及び農林水産大臣です。

②ガバナンス体制図

ガバナンス体制図は次頁の図のとおりです。

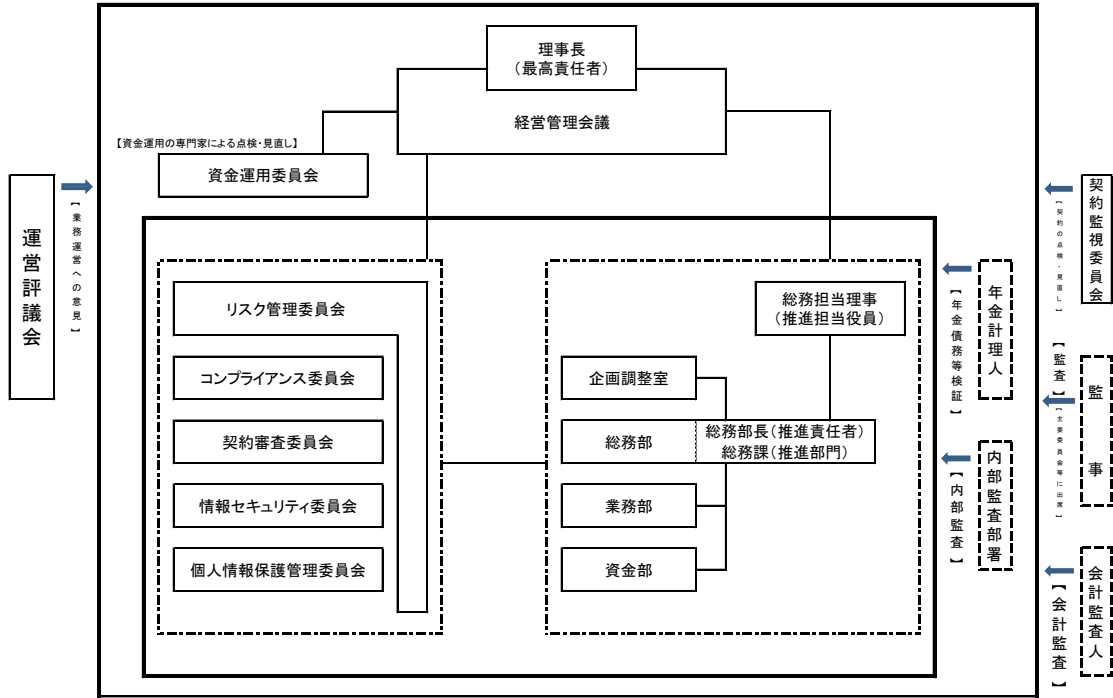
内部統制については、内部統制の仕組み及び体制の整備について平成 25 年 4 月に「独立行政法人農業者年金基金の内部統制に関する基本方針」を定め、経営管理会議及びリスク管理委員会をスタートさせ、基金の目的達成に重要な加入推進、業務運営の効率化、サービスの向上等に関する理事長の指示の徹底と取組状況のモニタリングを行うとともに、コンプライアンス委員会及び内部監査等を通じて業務の適正な執行を確保してきたところです。

また、内部統制の更なる充実を図るため、平成 29 年 3 月には「独立行政法人農業者年金基金内部統制の体制及び推進に関する規程」を制定し、基金における内部統制の体制を明確に文書化しました。

[内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。](#)

○農業者年金基金のガバナンス体制図

内部統制推進体制図



（２）役員等の状況

①役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴（令和７年３月３１日現在）

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴
理事長	くろだ なつき 黒田 夏樹	令和５年４月１日～ 令和１０年３月３１日		一般社団法人全国農協保 証センター代表理事常務
理 事	ながいはるのぶ 永井 春信	令和５年１０月１日 ～令和７年９月３０日	企画調整室、総務部、 資金部、考査担当	農林水産省大臣官房付
理 事	やまむらかつひろ 山村 勝廣	令和５年１０月１日 ～令和７年９月３０日	業務部担当	一般社団法人全国農業会 議所事務局長兼情報事業 本部長
監 事 (常勤)	さかもとのぶひさ 坂本 延久	令和５年６月２２日 ～令和１０年６月３０日		農林水産省大臣官房広報 評価課長
監 事 (非常勤)	こばやしけいこ 小林 敬子	令和５年６月２２日 ～令和１０年６月３０日		小林公認会計士事務所所 長

②会計監査人の名称及び報酬

会計監査人は、有限責任監査法人トーマツであり、当該監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は、12.5 百万円（税抜き）です。

なお、非監査業務に基づく報酬の額はありません。

（３）職員の状況

令和６年度末の常勤職員数は 73 人（前期末比△１）で、このうち、国等からの出向者は 25 人です。

平均年齢は 43.3 歳（前期末 43.1 歳）であり、常勤職員に占める女性職員の比率は 28.8%となっています。

なお、令和７年３月３１日付の退職者は 9 人です。

（４）重要な施設等の整備等の状況

東京都新宿区に事務所がありますが、賃貸であり所有する施設はありません。

（５）純資産の状況

①資本金の状況

資本金はありません。

②目的積立金等の状況

令和6年度は、目的積立金の申請を行っていません。

当期の前中期繰越積立金取崩額 85 百万円は、今中期計画(令和5年度～令和9年度)の積立金の処分に関する事項で定めた経費に充てるため、主務大臣に今中期目標期間の財源として繰越積立金の申請をし、承認を受けた 2,754 百万円のうち、一部を取り崩したものです。

(6) 財源の状況

①財源(収入)の内訳(運営費交付金、国庫補助金、その他)

令和6年度の収入決算額は 175,796 百万円であり、国からの財源措置等その内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率 (%)
収入		
前年度よりの繰越金	1,049	0.6%
運営費交付金	4,660	2.7%
国庫補助金	560	0.3%
国庫負担金	75,384	42.9%
借入金	77,000	43.8%
保険料収入	14,964	8.5%
運用収入	2,152	1.2%
貸付金利息	2	0.0%
農地売買代金等収入	0	0.0%
諸収入	25	0.0%
合 計	175,796	100.0%

※百万円未満は四捨五入

②自己収入に関する説明

当法人における自己収入として、保険料収入、運用収入などがあります。保険料収入は新制度に係る保険料であり、運用収入は預金等の運用に係る利息収入、有価証券の運用に係る利息収入、金銭信託運用に起因する運用収益、投資資産運用に起因する運用収益です。

[詳細につきましては、後述の「9 業績の適正な評価の前提情報」の事業スキームもご覧ください。](#)

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

基金では、環境保全の観点から、温室効果ガスの排出抑制を図ること等を目的に、毎年度、環境物品等の調達を推進するほか、電気使用量やコピー用

紙等の削減に努めています。また、ワークライフバランスを推進し、仕事と育児・介護等との両立支援として、早出遅出勤務や休息時間の短縮などの制度の利用に積極的に取り組んでいます。

さらに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に則り、当基金の実施要領に合理的配慮等の具体例を記すなど、役職員が意図せずとも不当な差別を行わないよう取り組んでいます。

(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

当基金は、農業者の老後生活までカバーする唯一の農業政策の実施機関として、農業者の確保に寄与しており、その源泉については以下のとおりです。

①基金と業務受託機関（農業委員会系統組織と JA 系統組織）が連携し、農業者年金の普及推進を効率的に行っています。

②農業者年金は加入者が自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式・確定拠出型の年金ですので、少子高齢化時代でも非常に安定的な財政方式の年金です。

また年金資産の運用は、安全かつ効率的に運用し、直近5ヵ年（令和2年度～令和6年度）の平均利回りは4.15%を確保しています。

③業務受託機関が加入者一人一人の加入記録・受給記録の管理確認、届出書等の作成、年金受給見込額及び死亡一時金の試算などの機能を備えた農業者年金記録管理システムを利用し、加入者の問合わせに正確かつ迅速に対応するなどきめ細かいサービスを提供しています。

8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

基金の適正かつ効率的な業務運営を確保するためには、業務運営に関するリスクを把握し、リスクを低減させる体制及び危機に当たって対応する体制を整備する必要があることから、平成 25 年度に「独立行政法人農業者年金基金のリスク管理及び危機対策に関する規程」を制定しました。

リスク管理に当たっては、「リスク管理行動計画」を毎年度作成し、この行動計画に基づき、リスクの洗い直しとリスクの評価を行い、リスクの低減策を検討し、業務運営に反映させています。

これらについては、年 2 回（上半期、下半期）に開催するリスク管理委員会において定期的に対応状況のモニタリングを行うとともに、審議を行っています。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

・個人情報の漏えいや業務システム停止等のリスクへの対応

個人情報を狙ったサイバー攻撃が高度化・巧妙化する中、基金では加入者・受給者等多くの個人情報を保有しており、保有する個人情報の漏えいは加入者・受給者等の不利益を招くばかりではなく、農業者年金制度への不信感を高めてしまうものです。また、コンピュータウイルスの感染等が起きると業務システムの安定的な運営が損なわれるおそれがあります。

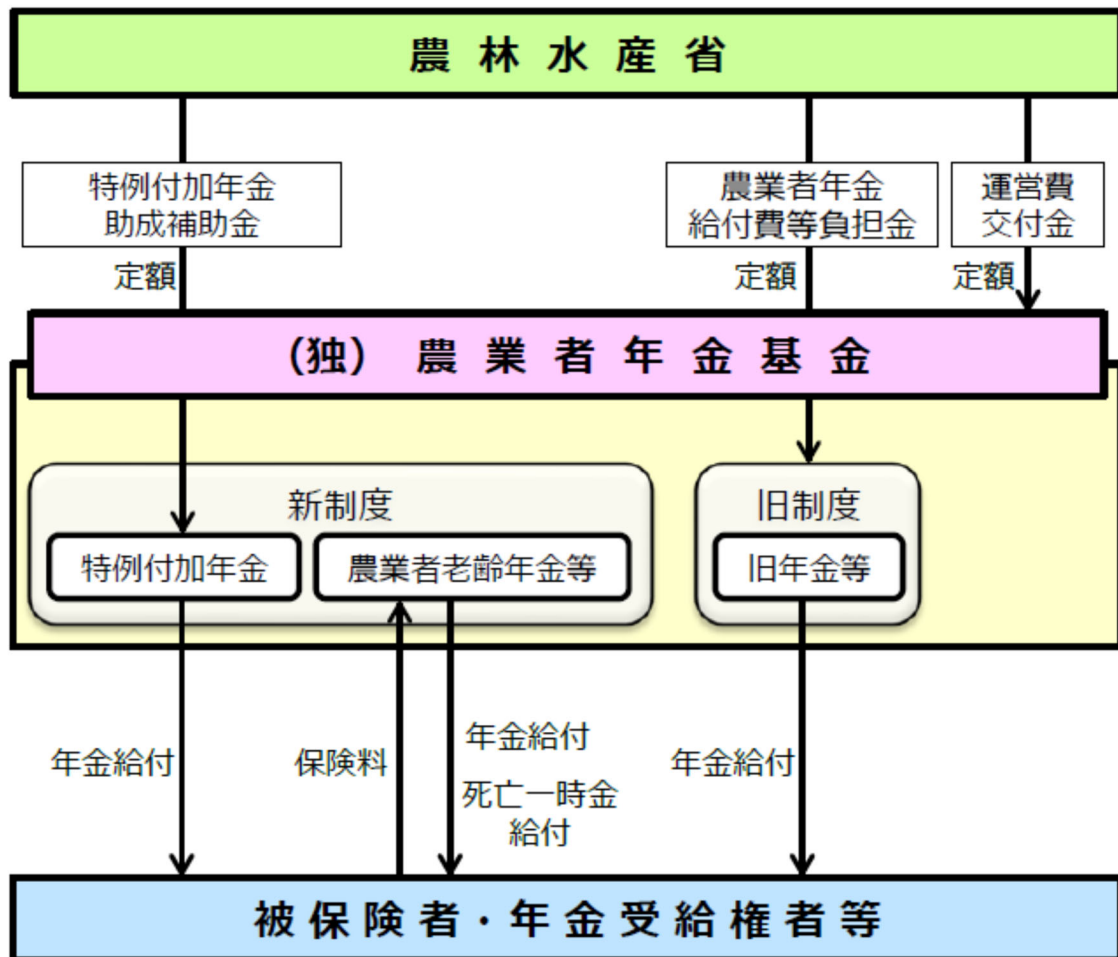
基金としては、これらを重点リスクとし、関係規程等の定期的な点検・整備を行うとともに、セキュリティ教育として、基金の全ての役職員を対象とした研修会の開催、自己点検及び標的型攻撃メール訓練を実施し、常日頃から適切かつ迅速な対応を図れるよう努めています。

詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧ください。

なお、リスクの評価と対応を含む内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。

9 業績の適正な評価の前提情報

令和6事業年度の農業者年金基金の各業務についてのご理解とその評価に資するため、各事業の前提となる主な事業スキームをお示しします。



10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

① 若い農業者の加入の拡大

若い農業者に重点を置いた制度の普及推進を図るため、若い新規加入者における性別ごとの新規加入状況等を分析し、既加入者等を通じた働きかけやデジタル技術を活用したオンラインセミナーの実施や若い農業者の会合等での周知活動の実施を推進する等の対策を講じました。

② 女性農業者の加入の拡大

女性の新規加入者の状況を分析し、女性向け研修会の実施を推進する等、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化する対策を講じました。

③ 年金資産の安全かつ効率的な運用

年金資産の管理・運用については、年金給付等準備金の運用に関する基本方針に定める政策アセットミクス（年金資産の構成割合）による分散投資を行うとともに、当該方針に基づき安全かつ効率的に行いました。

④ 手続・業務のデジタル化の推進

手続のオンライン化やマイナンバー制度による情報連携等を活用した事務手続・事務処理のデジタル化を推進するため、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行った。

(2) 自己評価

各業務（セグメント）毎の具体的な取組結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

[詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧ください。](#)

令和6年度項目別評定総括表

（単位：百万円）

項 目	評価（注）	行政コスト
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1 農業者年金事業	B	64,422
2 年金資産の安全かつ効率的な運用	A	9,561
3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	A	734
4 加入者等に対して提供するサービスの向上	B	
II. 業務運営の効率化に関する事項		
1 業務改善の推進	B	

2 手続・業務のデジタル化の推進等	B	
3 運営経費の抑制	B	
4 調達の合理化	B	
5 組織体制の整備等	B	
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項		
財務内容に関する事項	B	
Ⅳ. 予算、収支計画及び資金計画		
予算、収支計画及び資金計画	B	
Ⅴ. 短期借入金の限度額	—	
Ⅵ. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B	
Ⅶ. その他業務運営に関する重要事項		
1 職員の人事に関する計画	B	
2 積立金の処分に関する事項	B	
3 内部統制の充実・強化	B	
4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底	B	
5 情報公開の推進・適切な文書管理	B	
6 適正な監査の実施等	B	
7 業務運営能力の向上等	B	
8 温室効果ガスの排出の削減	B	

(注) 黄緑色はセグメント区分を表しています。

(注) 評価区分

S：目標を量的・質的に上回る顕著な成果が得られている。

A：所期の目標を上回る成果が得られている。

B：所期の目標に達している。

C：所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区 分	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
評 定	B	—	—	—	—
理 由	項目別評価は、重要な業務 11 項目のうち、5 項目が a 評価、6 項目が b 評価であり、全体の評価を引き下げる事象もなかった。				

(注) 評価区分

S：法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1 1 農業者年金の加入推進の状況

(1) 加入推進目標の設定

令和5年度から令和9年度を対象期間とする第5期中期目標（令和5年3月3日 厚生労働省・農林水産省）においては、若い農業者及び女性農業者に重点を置いた制度の普及推進を図り、その加入の拡大を目指すこととされ、対象期間の終了時まで、それぞれ以下の加入目標が設定されました。

- ①若い新規加入者を5,500人以上確保する。
- ②女性の新規加入者を3,400人以上確保する。

前期となる第4期中期目標期間中の加入推進運動においては、スローガンとして「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」を掲げて取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあって、取組は遅れております。この遅れの分、地域の農業者が、公的な年金である農業者年金のことを知る機会を損ない、そのメリットを享受する機会を損なっている状況にあります。

このことを踏まえ、第5期中期目標期間においては、スローガンを、「若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、加入者累計15万人早期達成強化運動」として、農業委員会組織とJAグループの皆様等とともに加入推進活動に取り組んでいます。

令和6年度の目標は以下のとおりです。

【令和6年度の新規加入者の目標】

- ① 20歳から39歳までの農業者：1,700人／年
- ② 女性農業者：1,000人／年
- ③ 全体（20歳から59歳まで）：3,000人／年

農林水産大臣の中期目標
（令和5年度～令和9年度）

指示

（独）農業者年金基金

令和9年度末までに

- ・若い新規加入者を5,500人以上確保する。
- ・女性の新規加入者を3,400人以上確保する。

「若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、
加入者累計15万人早期達成強化運動」

【令和6年度の新規加入者の目標】

- ① 20歳から39歳までの農業者：1,700人／年
- ② 女性農業者：1,000人／年
- ③ 全体（20歳から59歳まで）：3,000人／年

農業者年金基金、農業委員会組織、JAグループの一体的な取組

○各都道府県の目標 → 基幹的農業従事者数と被保険者数等を勘案して設定

(2) 農業者年金基金と各業務受託機関との関係

◎加入推進活動の役割分担(概要)

農業者年金基金	全国段階の業務受託機関	都道府県段階の業務受託機関	市町村段階の業務受託機関
農業者年金加入推進の取組方針の作成 加入推進活動等に資する金庫・研修会の開催 ① 都道府県段階の業務受託機関を対象とする「農業者年金業務担当者会議」を開催し、取組方針の周知・徹底(4月) ② 都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とした業務研修会の開催(4月～6月) ③ 都道府県段階の業務受託機関の担当者等が参加する「全国6ブロック会議」を開催(10月～)、意見交換と対策等を協議 ④ ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関における役職員で協議する「農業者年金基金業務連絡協議会」を開催(2月)、次年度に講ずべき対策を協議 制度普及・加入推進に必要な資料の作成・配布、参考情報の提供 制度の普及や加入推進に必要なパンフレット等の各種資料の作成・配布、加入推進に必要な情報の提供 業務受託機関からの要請に応じた研修会等への役職員の派遣 業務受託機関からの派遣要請に応じ、研修会等へ役職員を派遣 市町村段階の業務受託機関の表彰及び優良事例としての周知 制度の普及や加入推進の向上に資するよう、加入推進に功績のあった者に対して表彰を行い、感謝の意を表するとともに、その成果を広く紹介 広域推進協力員の設置 全国的、広域的見地から加入推進活動を展開できる者を「広域推進協力員」として委嘱し、周知活動に活用 特別対策地域の指定 加入推進が遅れており、対応を強化すべき市町村・JA地域を指定し、第5期中期目標期間中に計画のかつ集中的に改善が図られるよう支援	加入推進活動等を効率的、効果的に実施するための金庫・研修会の開催 (例 全国の農業者年金関係者を集めた加入推進セミナーの開催、農業者年金担当者を集めた会議の開催) 制度普及・加入推進に必要な資料の作成、配布、参考情報の提供 (例 全国農業新聞・日本農業新聞を活用した企画広告、家の光・地上等の担い手向け農業誌でのPR及びタイアップ広告、加入推進活動を模範とするための事例集の作成) 都道府県段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力 (例 特別対策地域に指定された業務受託機関と打合せを実施、広域で開催される加入推進特別研修会等への出席)	加入推進活動計画の策定 ① 都道府県別及び市町村・JA別の新規加入目標の周知 ② 加入推進強化月間の設定 ③ 市町村段階の業務受託機関に対する本取組方針等の趣旨の徹底を図るための「担当者会議」の開催計画 ④ 市町村段階の業務受託機関の新任担当者等を対象とする制度の周知を図るための「研修会」の開催計画 ⑤ 各種の広報媒体等を活用した制度の周知に向けたPR活動計画 ⑥ 加入推進活動において優秀な成績を収めた団体・個人に対する表彰計画 ⑦ 加入推進の重点活動市町村・JAの設定 ⑧ 市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画の点検・フォローアップ 加入推進活動の展開 ① 加入推進特別研修会を基金との共催により開催 ② 制度説明会等を通じて対象者への働きかけ ③ 各種の広報媒体を活用したPR活動の展開 ④ 農業者大学校等の都道府県段階の関係機関等に対する周知活動及び協力要請 市町村段階の業務受託機関が行う加入推進活動のフォローアップ ① 市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画の把握(速くとも6月末を目途) ② 計画の進捗状況を「管理表」により点検(原則として年度の上半期(6月末日まで)と下半期(11月末日まで)) ③ 点検結果を踏まえ、巡回指導等のフォローアップ活動を展開 ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関による情報提供・とりまとめ等 ブロック代表となった業務受託機関は、ブロック内の他の業務受託機関に対する情報提供、ブロックとしての対応策のとりまとめを行うとともに、必要に応じて、ブロック内業務受託機関の会議を開催 特別対策地域の指導と加入推進活動等の実施 特別対策地域の業務受託機関は、市町村段階の業務受託機関と打合せ等を実施し、加入推進活動が着実に実施されるよう対応する	加入推進を担う者の意識・知識の向上 加入推進部長の設置と対応 加入推進活動(計画・実施状況・実績)管理表の策定 ① 今年度の加入目標人数の設定(20歳以上39歳以下及び女性の目標人数も別途設定) ② 加入推進体制の整備計画 ③ 加入推進名簿の整備計画 ④ 加入推進強化月間の設定計画 ⑤ 戸別訪問の実施計画 ⑥ 加入推進対策会議及び研修会の実施計画 ⑦ 加入対象者に対する説明会等の実施計画 ⑧ 広報普及活動の実施計画 ⑨ その他の活動計画 加入推進等の整備 業務受託機関内・間及び農業内外の関係機関・団体等との連携 加入推進名簿の整備・更新 戸別訪問先の選定 加入推進対策会議の実施 加入推進活動の展開 ① 各種説明会等を活用した制度説明・PR活動の展開 ② 広報PR活動の展開 ③ 加入推進強化月間及びその他の時期の取組 ④ 戸別訪問の実施(最も重要かつ加入効果が大きい取組) 戸別訪問後のフォローアップ

(3) 令和6年度の加入推進活動の概要

① 加入推進特別研修会の開催

都道府県段階の業務受託機関と基金との共催により、全国 47 会場において加入推進部長等を対象にした「加入推進特別研修会」を開催しました。同研修会では、下記ア～ウを必須項目とし、これに加えてエ～キのいずれかを取り入れて、より効果的な研修会となるよう行いました。

ア 制度説明用DVD及び加入推進用DVDの放映と都道府県段階の業務受託機関による農業者年金制度に係る補足説明

イ 都道府県段階の業務受託機関による当年度の加入推進活動計画の発表

ウ 基金による、加入推進事例や加入者・受給者の声の紹介等、加入推進を強化する上で有効な補足的な情報提供等

エ 外部専門家(社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等)による農業者年金のメリット等の説明

オ 参加者全員によるグループディスカッション等の実施(例えば、意欲的な取組を行っている農業者等との意見交換、戸別訪問のノウハウの共

有、疑問点の解消や取組意欲向上のための討論会、各市町村段階の業務受託機関ごとの加入推進活動計画の発表と意見交換等)

カ 家族経営協定や認定農業者制度、新規就農対策担当の行政部局からの説明

キ その他 都道府県域独自での加入推進研修の企画

これらにより、更なる制度の理解の増進と加入推進活動の活性化に取り組んでいます。

② 特別対策地域の指定

令和6年度は、加入推進が遅れ、対応を強化すべき市町村・JA地域等について選定し、青森県、茨城県、愛知県、京都府、高知県、福岡県内の10市町村・16JAを特別対策地域として指定しました。

特別対策地域についてはそれぞれ、

- ・担当する基金の役職員及び全国段階の業務受託機関の担当者の決定
- ・同地域を管轄する都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関と連携して特別対策地域推進チームを設置
- ・現地での意見交換の中で提出されたフォローアップシートの説明を確認しつつ、必要に応じて取組結果の見直しを検討させ、奇数月にフォローアップシートの提出

を通じて進捗状況の確認を行い、必要な指導を実施しました。

また、多くの市町村段階の業務受託機関においては、10月から12月を加入推進強化月間と位置付けていることを踏まえ、11月に特別対策地域に対して加入推進ポスターを発送し、それぞれの組織の窓口や相談ブース等に掲示して、広く周知活動を行うよう指導しました。

③ リーフレット等を活用した情報提供

加入推進現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレット等に加え、若い農業者向け（政策支援内容を説明したもの）、女性農業者向け（夫婦での加入の重要性等を説明したもの）、40歳以上の農業者向け（保険料が全額社会保険料控除の対象となることを説明したもの）のリーフレットをそれぞれ作成し、業務受託機関が新規就農者等の集まる機会等にこれらのリーフレット等を配布及び説明に活用できるよう提供し、基金職員自らも農業者向けイベント「新・農業人フェア」、「農業EXPO」に参加し情報提供を行いました。

また、制度説明用・加入推進実践用にそれぞれ作成した動画をホームページに掲載の上、各業務受託機関にダウンロードしていただき研修会等で活用できるようにし、今年度からの新たな取組としてファイナンシャルプランナーによる説明動画のHPへの掲載や当基金主催のオンライン

セミナーを開催するなど制度PRを行いました。

さらに、農林水産省が配信している「MAFF アプリ」、「経営局フェイスブック」、「e-普及だより」等の各種メールマガジンのほか、同省が管理している YouTube チャンネルをはじめ、各地方農政局が配信している各種メールマガジン、「全国農業新聞」や農業者向けの情報誌を活用し、認定農業者・認定新規就農者や女性農業者等に向け、農業者年金に関する情報発信を行いました。

④ 加入者・受給者等の声による情報提供

全国農業委員会職員協議会会長及び全国農業委員会女性協議会会長の2名を新たに広域推進協力員（農業者年金の加入推進活動を広域的に展開する者）に任命して、当基金理事長との対談を実施し、加入者としての立場から農業者年金のメリット等を語った様子をホームページに掲載するとともに、JA女性組織に加入の働きかけを行いました。

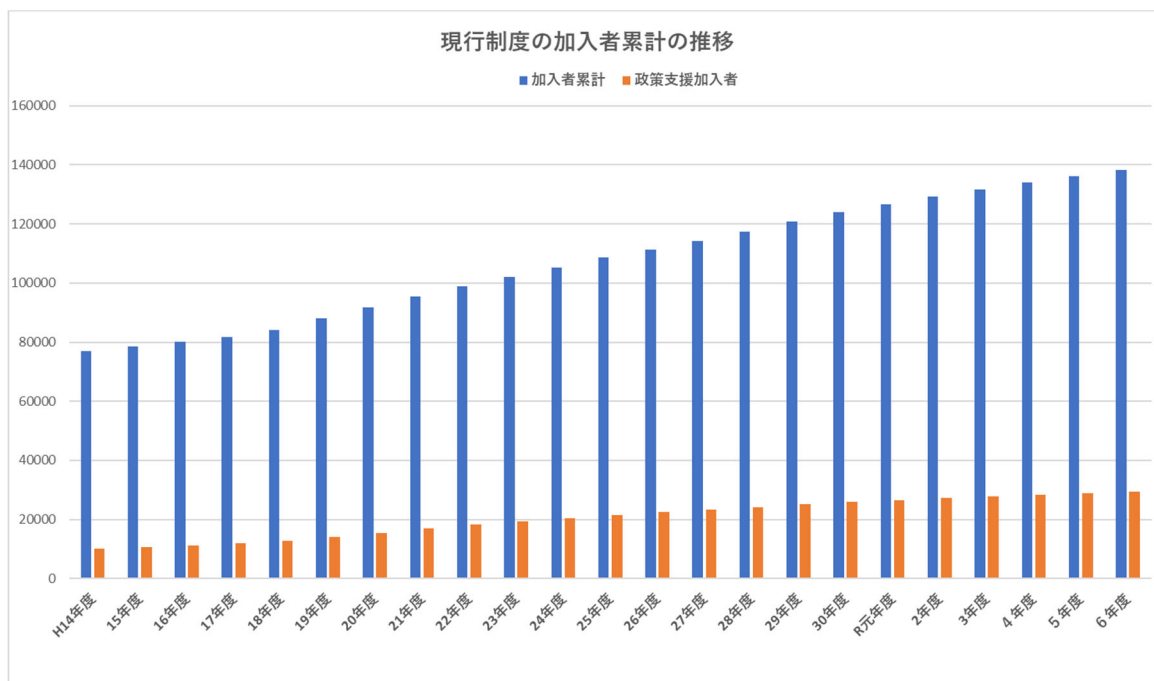
広域推進協力員として任命されているJA全国女性組織協議会の2名の理事についても、多人数が一堂に会しての新規就農者や女性農業者に対するイベントの場に講師として対応していただき、農業者年金のメリット等を伝えることにより加入推進を図りました。

その他にも加入者・受給者への多数の取材記事を当基金ホームページに掲載しており、加入を検討している農業者等に対しての情報提供に努めています。

また、農業内外の関係機関との連携として、全国町村会、農業大学校、日本政策金融公庫等の機関に対して、広報誌・メルマガへの記事掲載や関係者へのチラシ配布など加入推進に係る協力依頼を行いました。

[詳細につきましては、掲載記事をご覧ください。](#)

(4) 農業者年金への加入状況



1 2 年金資産の運用に関する情報

(1) 令和6年度の運用状況

令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）の被保険者及び待期者に係る資産の運用状況は、次表のとおり、令和6年度末時価総額は2,904億46百万円となり、令和6年度の総合収益は▲17億32百万円となりました。また、修正総合利回りは▲0.59%となりました。

受給権者ポートフォリオの資産状況等を含めた詳細につきましては、ホームページで公表している「令和6年度における運用状況等」をご覧ください。

(単位:百万円、%)					
資 産	令和5年度末 時価総額	令和6年度末 時価総額	時価総額 構成割合	令和6年度 の総合収益	(参考) 修正総合利回り
国内債券	138,188	140,394	48.3	-3,336	-2.33
自家運用	67,741	68,440	23.6	231	0.34
外部運用	70,447	71,954	24.8	-3,567	-4.72
国内株式	45,915	43,582	15.0	-648	-1.47
外国債券	55,847	57,686	19.9	-502	-0.88
外国株式	50,805	45,811	15.8	2,871	6.61
短期資産	1,057	2,973	1.0	-117	—
合 計	291,813	290,446	100.0	-1,732	-0.59

(注) 1. 令和5年度末時価総額は、令和5年度決算整理後の額となっている。

2. 単位未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

(2) スチュワードシップ活動の状況

農業者年金基金では、スチュワードシップ活動の状況について、以下のとおり、ホームページで公表しています。

令和6年11月
独立行政法人農業者年金基金

スチュワードシップ責任を果たすための方針の実施状況について

独立行政法人農業者年金基金（以下「当基金」という。）は、平成 26(2014)年 9 月に、「資産保有者としての機関投資家」（以下「アセットオーナー」という。）として、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れることを表明するとともに、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」（以下「方針」という。）を策定・公表しました。

当基金では、この方針に基づき、スチュワードシップ活動の実施状況をホームページで公表することとしています。

今般、令和 5 (2023) 年 7 月から令和 6 (2024) 年 6 月までの当基金の実施状況を取りまとめましたので、次のとおり公表します。

1. 当基金における実施状況

当基金では、運用受託機関を通じて ESG（環境・社会・ガバナンス）を考慮したスチュワードシップ活動を実施しているため、運用受託機関に対して当基金の方針に則した対応を求めています。

併せて、運用受託機関に対して「企業との対話」（以下「エンゲージメント」という。）や「株主議決権行使状況」などの対応方針やその実施状況の報告を求め、運用受託機関における対応方針や活動状況が当基金の方針に則した対応となっているかについて確認することとしています。

このため、運用受託機関とのミーティング等を通じて確認を行っており、令和 5 (2023) 年 7 月から令和 6 (2024) 年 6 月までの運用受託機関における対応は、以下のとおり、当基金の方針に則したものでした。

（１）対応方針

運用受託機関でも、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れ、自らの対応方針を定めています。この方針の内容は、本コードの趣旨に沿うものであり、これは当基金の方針に則したものでした。

（２）スチュワードシップ活動の実施状況

運用受託機関では、明確な方針によるエンゲージメントの実施や株主議決権行使等を通じて投資先企業の企業価値向上等に取り組んでおり、これは当基金の方針に則したものでした。

また、運用受託機関に対して、引き続き当基金の方針に則して実施するよう指示しました。

さらに、当基金としても、運用受託機関からのヒアリング及び運用受託機関の自己評価などの活用により、投資先企業の情報収集に努めるとともに、運用受託機関と投資先企業の間で行われる対話の質の向上に着目したモニタリングを行いました。

2. 運用受託機関における実施状況

運用受託機関におけるエンゲージメントや株主議決権行使状況などの実施状況のうち、当基金に関連するものとしては、以下のとおりです。

(1) 対応方針

運用受託機関では、日本版スチュワードシップ・コードの趣旨に賛同し、これを受け入れており、本コードの趣旨を踏まえ、自らの対応方針を定めています。

また、当該対応方針に基づき、投資先企業の持続的成長に資することを目的として、企業とのエンゲージメントや株主議決権行使等を行っていました。

(2) スチュワードシップ活動の推進体制

運用受託機関では、専門部署を設置し、議決権行使・エンゲージメント活動全般の高度化を図っていました。

また、スチュワードシップ活動の独立性、透明性の向上及び利益相反管理体制強化を図るため、外部有識者が過半を占める委員会等を設置し、モニタリング体制を整備しており、こうした体制のもと、スチュワードシップ活動の一層の推進に努めていました。

さらに、当基金の外部委託部分の国内債券の運用において、ESG 債の購入を行っています。

(3) エンゲージメントの事例

運用受託機関では、ESG を考慮したエンゲージメント活動を行っており、具体的な事例としては、次のとおりでした。

①環境問題への対応

発電・送電事業者に対して、カーボンニュートラルに向けて、具体的な温室効果ガス削減目標の内訳及びプロセス、事業ポートフォリオ転換に向けた投資計画が示されておらず、現状の開示内容ではカーボンニュートラルへの対応が不十分であることから、事業の縮小均衡リスクが懸念されるとの意見を述べ、当該企業からは、カーボンニュートラル実現に向けた2030年までの中間目標、そのアクションプランの検討を急ぐとの回答を受けた。令和6（2024）年5月に公表した中期経営計画（2024-2026年）では、一部の石炭火力発電所の休廃止や設備改修を含めたカーボンニュートラルへの移行計画が開示され、また資本効率と収益性に留意しつつ、持続的な成長を支える国内外のカーボンニュートラル実現に向けた事業への投資に優先的に配分する投資計画も開示された。

②社会問題への対応

海外（豪州）の小売業者に対して、農業製品のサプライチェーンにおける人権侵害のリスクが放置されていることから、令和元（2019）年10月より、現地のエンゲージメント活動を支援する団体と連携し、現代奴隷法を念頭に、サプライチェーンにおける人権リスク排除を目標にしたポリシー・ガイドラインを設定するようとの意見を述べてきた。令和2（2020）年9月に当該企業は現代奴隷法を考慮に入れたポリシー・ガイドラインの初版を開示するも、その内容についてはサプライチェーンにおける人権課題の検証が不十分であったことから、引き続きエンゲージメント活動を行い、令和5（2023）年9月にポリシー・ガイドライン改訂版を開示した。

③ガバナンスへの対応

総合電子部品メーカーに対して、同業他社に比べ株価が低位であることから、フリーキャッシュフローや投下資本利益率の改善を図るとともに、中長期の見通しを説明する必要があるとの意見を述べた。当該企業からは、事業ごとの投下資本利益率等を示し、開示レベルの高度化が必要との認識が示され、令和6（2024）年5月の中期経営計画では、フリーキャッシュフロー創出の最大化、各事業のポートフォリオマネジメントの強化、キャピタルアロケーション方針が明示された。

（4）国内外株式に関する株主議決権行使結果

運用受託機関では、投資先企業の持続的成長に資することを目的として、株主議決権行使の基本方針等を定め、これに基づき株主議決権行使を行っていました。

その内容については、別紙（「国内株式に関する議決権行使結果」）のとおりです。

なお、国内株式と同様に、運用を委託している外国株式の株主議決権行使状況についても参考として掲載しております。

3. 当基金の取組

令和2（2020）年3月に日本版スチュワードシップ・コードが再改訂されたことに伴い、令和2（2020）年9月、当基金の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を再改訂しました。

当基金では、今後も引き続き、運用受託機関に対するヒアリング等を通じ、運用受託機関によるスチュワードシップ活動の実施状況を把握するとともに、当基金の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に則して実効的な活動が行われるよう求めます。

また、「アセットオーナー」として運用受託機関との対話を通じた情報収集などにより、スチュワードシップ活動のモニタリングを適切に行えるよう努めます。

さらに、運用受託機関を通じたスチュワードシップ活動ではありませんが、自家運用において ESG 債の購入を行っています。これは、令和 2 (2020) 年 3 月の日本版スチュワードシップ・コード再改訂に伴いスチュワードシップ責任の定義に加わった「サステナビリティ (ESG 要素を含む中長期的持続可能性) に関する課題の考慮」とも合致しています。

これら当基金としての実施状況をホームページで公表し、こうした活動を通じ、加入者である農業者の中長期的な投資リターンの拡大を図るとともに、ひいては、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上、さらには、持続的な経済・社会・環境の形成に資するよう、スチュワードシップ責任を果たします。

(別紙)

国内株式に関する議決権行使結果

1. 議決権行使の対象 令和5(2023)年7月～令和6(2024)年6月分総会
(令和5年度中に決算が行われた企業等・子議案ベースでの集計)

2. 議案数	21,212 件	うち会社提案	20,846 件	株主提案	366 件
賛成数	16,929 件	うち会社提案	16,898 件	株主提案	31 件
反対数	4,283 件	うち会社提案	3,948 件	株主提案	335 件
棄権	0 件				
白紙委任	0 件				

3. 議案別行使状況 (議案数の内訳)

議案		総計	会社提案					株主提案				
			計	賛成	反対	棄権	白紙委任	計	賛成	反対	棄権	白紙委任
会社機関に関する議案	取締役の選解任	16,544	16,468	13,037	3,431	0	0	76	10	66	0	0
	監査役の選解任	1,734	1,732	1,562	170	0	0	2	0	2	0	0
	会計監査人の選解任	40	39	39	0	0	0	1	0	1	0	0
役員報酬に関する議案	役員報酬	733	715	620	95	0	0	18	1	17	0	0
	退任役員の退職慰労金の支給	71	71	0	71	0	0	0	0	0	0	0
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	1,379	1,348	1,222	126	0	0	31	5	26	0	0
	組織再編関連	21	21	21	0	0	0	0	0	0	0	0
	買収防衛策の導入・更新・廃止	40	40	0	40	0	0	0	0	0	0	0
	その他 資本政策に関する議案	48	22	22	0	0	0	26	0	26	0	0
定款に関する議案		590	381	371	10	0	0	209	15	194	0	0
その他の議案		12	9	4	5	0	0	3	0	3	0	0
合計		21,212	20,846	16,898	3,948	0	0	366	31	335	0	0

【参考】ESG を考慮した議決権行使について

当基金では、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、運用受託機関を通じて、ESG を考慮した議決権行使を行っている。

(参考)

外国株式に関する議決権行使結果

1. 議決権行使の対象 令和5(2023)年7月～令和6(2024)年6月分総会
(令和5年度中に決算が行われた企業等・子議案ベースでの集計)

2. 議案数	11,938 件	うち会社提案	11,297 件	株主提案	641 件
賛成数	11,039 件	うち会社提案	10,773 件	株主提案	266 件
反対数	899 件	うち会社提案	524 件	株主提案	375 件
棄権	0 件				
白紙委任	0 件				

3. 議案別行使状況 (議案数の内訳)

議案		総計	会社提案					株主提案				
			計	賛成	反対	棄権	白紙委任	計	賛成	反対	棄権	白紙委任
会社機関に関する議案	取締役の選解任	7,878	7,851	7,498	353	0	0	27	14	13	0	0
	監査役の選解任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計監査人の選解任	827	824	824	0	0	0	3	0	3	0	0
役員報酬に関する議案	役員報酬	1,197	1,169	1,052	117	0	0	28	7	21	0	0
	退任役員の退職慰労金の支給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	122	122	122	0	0	0	0	0	0	0	0
	組織再編関連	34	34	33	1	0	0	0	0	0	0	0
	買収防衛策の導入・更新・廃止	176	143	137	6	0	0	33	31	2	0	0
	その他 資本政策に関する議案	578	574	544	30	0	0	4	4	0	0	0
定款に関する議案		104	50	50	0	0	0	54	38	16	0	0
その他の議案		1,022	530	513	17	0	0	492	172	320	0	0
合計		11,938	11,297	10,773	524	0	0	641	266	375	0	0

【参考】ESG を考慮した議決権行使について

当基金では、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、運用受託機関を通じて、ESG を考慮した議決権行使を行っている。

(3) アセットオーナー・プリンシプルの受入れ

令和6年8月に、内閣官房において、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則である「アセットオーナー・プリンシプル」が策定され、農業者年金基金では、令和6年12月に「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れの旨を表明し、以下のとおり、ホームページで公表しています。

令和6年12月25日
独立行政法人農業者年金基金

「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れについて

独立行政法人農業者年金基金(以下「基金」という。)は、アセットオーナー(資産保有者としての機関投資家)として、守るべき運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則(アセットオーナー・プリンシプル)に賛同し、受け入れる旨をここに表明します。

基金として、引き続き、年金資産のアセットオーナーとしての責任を果たすべく、受益者たる被保険者、受給権者等の利益のためにその運用を長期的な観点から安全かつ効率的に行うために、各原則に沿って、必要な取組を実施していきます。

原則1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

- 基金は、法令の規定に基づき、運用の目的及び目標並びに資産構成等を定めた基本方針を策定しています。これに基づき、将来にわたり、年金及び死亡一時金の給付を安定的に行うため、想定したリスクのもとで、可能な限りの総合収益(トータル・リターン)を長期的に確保することを目指し、安全かつ効率的に運用を行います。
- 基本方針については、農林水産大臣の認可を経て策定しており、外部の専門的知識及び経験を有する者で構成する資金運用委員会において、運用環境の変化も踏まえて運用の方針、運用状況及び運用結果の評価・検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

原則2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

- 基金は、年金資産の管理・運用に当たって、専門的知見に基づき行動するため、国内債券の満期保有を目的として行う自家運用を除き、外部の運用受託機関を選定し、委託運用を行います。
- 専門人材の確保・育成等に関しては、資金の運用環境の変化等に適切に対応するため、資金運用系職員として人材を確保・育成することとし、資産運用等の分野の専門的、実務的な研修を実施し、当該分野の資格取得や学習機会の活用等を積極的に支援するほか、外部機関との交流等を通じて職員の業務運営能力の向上を図る機会の充実を図るなど専門的な知見を有する人材の確保・育成に努めます。
- 基金は、専門的見地から支援、助言を受けるため、外部専門家である年金コンサルタントを選定するとともに、外部の専門的知識及び経験を有する者で構成する資金運用委員会を、毎年度、複数回開催し、そこでの意見を踏まえ、資産運用を安全かつ効率的に行います。

原則3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

- 基金は、想定したリスクのもとで、可能な限りの総合収益(トータル・リターン)を長期的に確保することを目指し、安全かつ効率的に運用するため、年金資産を4つのポートフォリオ(①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオ)に区分し、それぞれ長期にわたり維持すべき資産の構成割合である「政策アセットミクス」を定めており、分散投資などのリスク管理を適切に行います。

- 基金は、外部の運用受託機関について、中期目標期間(5年)ごとに公募により選定します。
- 運用受託機関の選定に当たっては、選定基準を設けており、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先が選定されるよう努めます。

原則4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供(「見える化」)を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

- 基金は、年金資産の構成割合、運用成績等について、四半期ごとにホームページで情報を公表するとともに、被保険者等に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在の納付保険料、運用結果等の通知を行います。
- また、基本方針、資金運用委員会の委員名簿や議事内容、外部運用を委託する運用受託機関の名称などをホームページで公表し、運用の透明性の確保を図ります。

原則5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

- 基金は、平成26年(2014年)に、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れることを表明し、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を策定・公表しました。
また、平成29年(2017年)及び令和2年(2020年)に、同コードが改訂されたことに伴い、同方針の改訂を行っています。
- 基金は、運用受託機関に対して投資先企業の企業価値の向上やその持続的成長を促す観点から、ESG要素を考慮しつつ、「企業との対話(エンゲージメント)」や「株主議決権行使」などの対応を行うことを求めます。それにより、被保険者等である農業者のため、中長期的な観点から安全かつ効率的な運用を目指すとともに、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上、さらには、持続的な経済、社会、環境の形成に資するよう努めます。また、自家運用においてESG債の購入を行います。
- これらの実施状況については、ホームページで公表します。

1 3 予算と決算の対比

要約した法人単位決算報告書

(単位：百万円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額 理 由
収入			
前年度よりの繰越金	1,049	1,049	
運営費交付金	4,660	4,660	
国庫補助金	691	560	(注 1)
国庫負担金	75,384	75,384	
借入金	81,350	77,000	
保険料収入	14,893	14,964	
運用収入	1,998	2,152	
貸付金利息	—	2	(注 2)
農地売買代金等収入	—	0	(注 3)
諸収入	0	25	(注 4)
計	180,025	175,796	
支出			
業務経費	68,449	63,753	
借入償還金	98,900	98,900	
一般管理費	2,903	2,146	(注 5)
人件費	914	824	(注 6)
計	171,166	165,622	

※百万円未満は四捨五入

差額理由

- (注 1) 補助金の助成対象者が予定を下回ったため
- (注 2) 特定債権に係る利息の返納があったため
- (注 3) 特定債権に係る元金の返納があったため
- (注 4) 業務委託費の返還等があったため
- (注 5) 未配分額を翌年度に繰越したこと等のため
- (注 6) 人件費の割合が予定を下回ったため

[詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。](#)

14 財務諸表

要約した財務諸表

①貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	金 額	負債の部	金 額
流動資産	152,823	流動負債	110,490
現金及び預金(※1)	32,269	一年以内返済長期借入金	100,500
有価証券	119,042	未経過保険料	3,721
未収保険料	1,106	その他	6,270
その他	405	固定負債	454,335
固定資産	415,819	長期借入金	37,000
有形固定資産	558	給付準備金	415,333
無形固定資産	1,175	その他	2,002
投資その他の資産	414,086	負債合計	564,825
金銭の信託	220,511	純資産の部(※2)	
投資有価証券	55,717	資本剰余金	54
未収財源措置予定額	137,500	資本剰余金	54
その他	357	利益剰余金	3,762
		前中期目標期間繰越積立金	18
		積立金	4,330
		当期末処分利益	△ 586
		純資産合計	3,816
資産合計	568,642	負債純資産合計	568,642

※百万円未満は四捨五入

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

(※1) 「⑤キャッシュ・フロー計算書」の「(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係」の現金及び預金と一致。

(※2) 「④純資産変動計算書」の当期末残高と一致。

②行政コスト計算書

(単位:百万円)

	金 額
損益計算書上の費用	75,648
経常費用(※3)	75,537
年金事業費	71,229
その他の業務費	3,045
一般管理費	966
財務費用	186
雑損	110
臨時損失(※4)	111
行政コスト	75,648

※百万円未満は四捨五入

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

(※3) 「③損益計算書」の経常費用と一致。

(※４)「③損益計算書」の臨時損失と一致。

③損益計算書

(単位:百万円)

	金 額
経常費用(A) (※3)	75,537
年金事業費	71,229
給付金	61,645
その他	9,584
その他の業務費	3,045
給与・賞与及び手当	270
業務委託費	1,664
その他	1,112
一般管理費	966
役員報酬	64
給与・賞与及び手当	285
その他	617
財務費用	186
その他	110
経常収益(B)	74,963
運営費交付金収益	3,543
保険料収入	14,536
運用収益	2,063
補助金等収益	54,044
給付準備金戻入	190
その他	587
臨時損失(C) (※4)	111
臨時利益(D)	14
前中期目標期間繰越積立金取崩額(E)	85
当期総利益(B-A+D-C+E)	△ 586

※百万円未満は四捨五入

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

(※３)「②行政コスト計算書」の経常費用と一致。

(※４)「②行政コスト計算書」の臨時損失と一致。

④純資産変動計算書

(単位:百万円)

	資本剰余金	利益剰余金 (又は繰越欠損金)	純資産合計
当期首残高	54	4,432	4,487
当期変動額	—	△ 671	△ 671
Ⅰ 資本剰余金の当期変動額	—	—	—
Ⅱ 利益剰余金(又は繰越欠損金)の当期変動額	—	△ 671	△ 671
当期変動額合計	—	△ 671	△ 671
当期末残高(※2)	54	3,762	3,816

※百万円未満は四捨五入

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

(※2) 「①貸借対照表」の純資産の部と一致。

⑤キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	金額
Ⅰ 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	32,135
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△ 7,546
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△ 21,901
Ⅳ 資金増減額(D=A+B+C)	2,688
V 資金期首残高(E)	29,581
Ⅵ 資金期末残高(F=D+E)(※5)	32,269

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

(※5) 「(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係」の資金期末残高と一致。

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位:百万円)

	金額
資金期末残高(※5)	32,269
定期預金	—
現金及び預金(※1)	32,269

(※1) 「①貸借対照表」の現金及び預金と一致。

(※5) 「⑤キャッシュ・フロー計算書」の資金期末残高と一致。

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

1 5 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 各財務諸表の概要

①貸借対照表

令和6事業年度末の資産合計は568,642百万円と、前年度末比21,780百万円減(3.7%減)となっていますが、これは、長期借入金残高の減少に伴い未収財源措置予定額が前年度末比21,900百万円減(13.7%減)となったことが主な要因です。

また、負債合計は564,825百万円と、前年度末比21,109百万円減(3.6%減)となっていますが、同様に、長期借入金の償還に伴い借入金残高が前年度末比21,900百万円減(13.7%減)となったことが主な要因です。

純資産合計は3,816百万円と、前年度末比671百万円減(14.9%減)となっていますが、これは、当期において総損失が生じたことによるものです。

②行政コスト計算書

令和6事業年度の行政コストは75,648百万円と、前年度比30,235百万円減(28.6%減)となっていますが、これは、給付準備金残高が減少したため、給付準備金繰入が前年度比31,087百万円減(100%減)となったことが主な要因です。

③損益計算書

令和6事業年度の経常費用は75,537百万円と、前年度比30,346百万円減(28.7%減)となっていますが、これは、給付準備金繰入が前年度比31,087百万円減(100%減)となったことが主な要因です。

また、経常収益は74,963百万円と、前年度比32,597百万円減(30.3%減)となっていますが、これは、金融情勢の影響等により、運用収益が前年度比25,658百万円減(92.6%減)となったことのほか、給付金の減少等に伴い補助金等収益が前年度比5,981百万円減(10.0%減)となったことが主な要因です。

その結果、経常損失として573百万円を計上し、令和6事業年度の当期総損失は586百万円(前年度は当期総利益4,330百万円)となっています。

④純資産変動計算書

令和6事業年度の純資産は、当期総損失が586百万円となった結果、3,816百万円となりました。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

令和6事業年度の業務活動によるキャッシュ・フローは32,135百万円と、前年度比6,847百万円増(27.1%増)となっていますが、これは、経営移譲年金の給付による支出が前年度比3,191百万円減(9.5%減)となったことが主な要因です。

また、投資活動によるキャッシュ・フローは△7,546百万円と、前年度比3,059百万円増(28.8%増)となっていますが、これは、有価証券の償還による収入が前年度比23,395百万円増(71.4%増)となったことが主な要因です。

さらに、財務活動によるキャッシュ・フローは△21,901百万円と、前年度比7,500百万円減(52.1%減)となっていますが、これは、長期借入金の借入による収入が前年度比13,500百万円減(14.9%減)となったことが主な要因です。

(2) 財政状態及び運営状況について

財政状態としては、経常損失として573百万円を計上しておりますが、旧年金勘定での経常損失によるもので、ほかの勘定は経常利益を計上しております。

また、事業の運営状況につきましては農業者年金への加入者数の増加など概ね順調に進捗しています。

引き続き、資金の効果的・効率的な運用に努めるとともに、農業者年金事業を推進します。

16 内部統制の運用に関する情報

基金は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、基金法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めていますが、財務に係る主な項目とその実施状況は次のとおりです。

＜内部統制に関する基本的事項（業務方法書第5条～第11条）＞

基金は、役職員（監事を除く。）の職務の執行が関係法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制を整備するため、次のような組織を設置するとともに、継続的にその見直しを図っています。

組 織	目 的	開催実績（令和6年度）
経営管理会議	理事長の意思決定を補佐するため	12回（6月、8月、11月、12月、2月、3月）
運営評議会	中期計画に基づく業務の運営に関する重要事項についての意見を聴くため	2回（10月、3月） ※ハイブリッド開催
コンプライアンス委員会	コンプライアンス（関係法令に適合すること）の推進のため	2回（9月、3月）
リスク管理委員会	業務運営の障害となる要因を事前にリスクとして分析し、当該リスクへ適切に対応するため	2回（9月、3月）

＜監事監査・内部監査に関する事項（業務方法書第12条・第13条）＞

基金は、監事及び監事監査に関し、監事監査規程の整備に対する監事の関与等について定めることとされており、この監事監査規程に基づき業務監査及び会計監査を行うこととされています。また、監査結果を理事長に報告し、改善が必要であると認めるときはその旨の意見を提出することとされています。

また、基金は内部監査の実施のため、内部監査の実施者の権限や結果報告等について定めることとされており、この内部監査規程に基づき理事長から命を受けた審理役が業務監査及び会計監査を行うこととされています。令和6年度においても、内部監査年度計画を策定し、監査を適切に実施しました。

＜入札・契約に関する事項（業務方法書第15条）＞

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」

を設置し、競争性のない随意契約の見直しを徹底して行うとともに、一般競争入札等について真に競争性が確保されているか等について点検・見直しを行うこととしています。(令和6年度の契約実績に関しては、令和7年度に開催する予定です。)

また、契約事務の適切な実施等を目的として、契約審査委員会要綱に基づき契約審査委員会を設置しています。(令和6年度においては15回開催しました。)

<年金給付等準備金の運用等（業務方法書第24条～第26条）>

基金は、年金資産の管理・運用に関する重要事項を検討するため、資金運用委員会を設置し当該委員会の意見を聴いて定められた年金給付等準備金運用の基本方針に沿って運用を行っています。

また、基金は、毎事業年度の末日において、農業者年金の被保険者等ごとに運用収入の額等を算定し、6月末までに各被保険者等に通知することとしています。

17 法人の基本情報

(1) 沿革

平成 15 年 10 月	独立行政法人として設立
平成 21 年 3 月	九州連絡事務所廃止
平成 23 年 3 月	北海道連絡事務所廃止
平成 27 年 4 月	独立行政法人改革により中期目標管理法人に移行
令和 2 年 6 月	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律公布（加入可能年齢の引き上げ、受給開始時期の選択肢の拡大）

なお、当基金の前身となる法人の沿革は次のとおりです。

・ 農業者年金基金

昭和 45 年 10 月	特殊法人として農業者年金基金設立 農業者年金基金法（昭和 45 年法律第 78 号）
昭和 46 年 1 月	農業者年金業務開始
昭和 51 年 1 月	年金の給付開始
平成 13 年 6 月	農業者年金基金法の一部を改正する法律公布
平成 14 年 1 月	現行の積立方式・確定拠出型の農業者年金業務開始
平成 15 年 10 月	独立行政法人農業者年金基金の設立に伴い解散（すべての権利義務を承継）

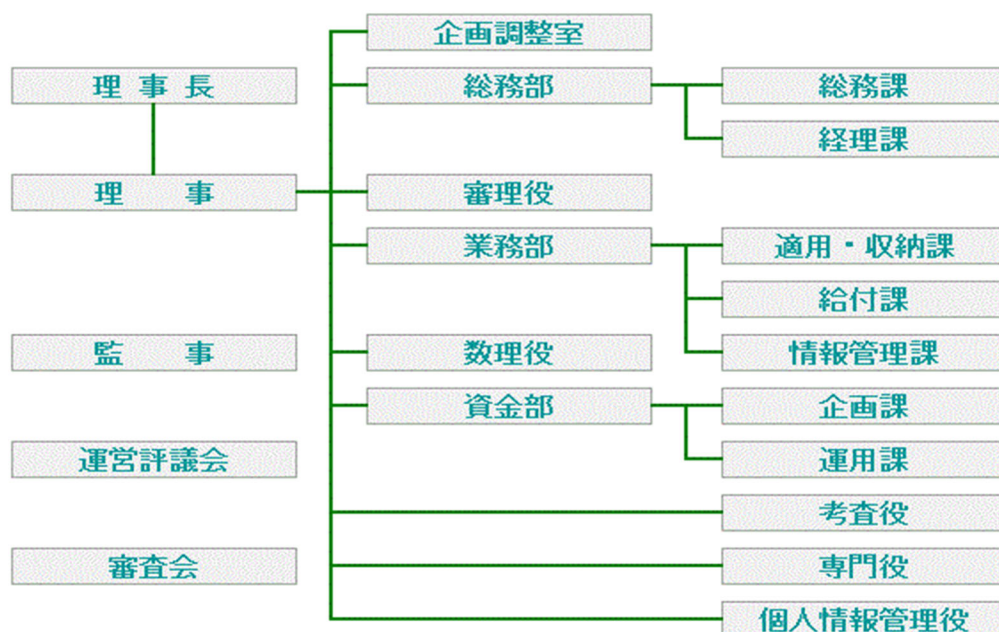
(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）

(3) 主務大臣

「7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉」(1) ガバナンスの状況①主務大臣をご参照ください。

(4) 組織図



(5) 事務所の所在地

東京都新宿区四谷3丁目2番1号 フロントプレイス四谷3階・4階

(6) 主要な特定関連会社等の状況

該当ありません。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位:百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資 産	623,332	598,128	571,358	590,421	568,642
負 債	622,162	596,508	567,372	585,935	564,825
純 資 産	1,170	1,620	3,986	4,487	3,816
行政コスト	121,976	97,380	85,879	105,883	75,648
経常費用	121,976	97,374	85,876	105,882	75,537
経常収益	120,509	97,829	87,582	107,560	74,963
当期総利益(または当期総損失)	△ 1,441	471	2,404	4,330	△ 586

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっている。

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位: 百万円)

区別	合計
収入	
前年度よりの繰越金	1,119
運営費交付金	4,263
国庫補助金	621
国庫負担金	75,384
借入金	78,242
保険料収入	15,031
運用収入	2,095
貸付金利息	0
農地売渡代金等収入	0
諸収入	0
計	176,755
支出	
業務経費	64,481
うち 農業者年金事業給付費	9,047
旧年金等給付費	53,078
還付金	271
長期借入関係経費	45
その他の業務経費	2,040
借入償還金	100,500
一般管理費	2,412
人件費	930
計	168,323

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

②収支計画

(単位:百万円)

区別	合計
費用の部	83,761
経常費用	82,351
人件費	930
退職給付費用	25
賞与引当金繰入	70
業務費	63,144
一般管理費	2,412
減価償却費	269
給付準備金繰入	15,502
財務費用	1,410
臨時損失	0
収益の部	83,761
運営費交付金収益	5,382
国庫補助金収入	621
国庫負担金収入	53,126
財源措置予定額収益	0
保険料収入	14,893
運用収入	9,376
貸付金利息収入	0
その他の収入	0
資産見返運営費交付金戻入	269
賞与引当金見返に係る収益	70
退職給付引当金見返に係る収益	25
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

③資金計画

(単位:百万円)

区別	合計
資金支出	176,755
業務活動による支出	67,823
投資活動による支出	8,431
財務活動による支出	100,500
翌年度への繰越金	0
資金収入	176,755
業務活動による収入	97,394
運営費交付金による収入	4,263
補助金等による収入	76,005
保険料収入	15,031
運用による収入	2,095
農地売渡代金等収入	0
貸付金利息収入	0
その他の収入	0
投資活動による収入	0
財務活動による収入	78,242
借入金による収入	78,242
前年度よりの繰越金	1,119

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

18 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

摘要 通則法－独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）
 法 ー独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）
 令 ー独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成 15 年政令第 343 号）
 省令ー独立行政法人農業者年金基金の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令
 （平成 15 年農林水産省令第 100 号）

①貸借対照表

科 目	説 明
現金及び預金	現金、普通預金、定期預金など
有価証券	令第 9 条第 1 項第 1 号の規定により売買目的のために購入した有価証券及び 1 年以内に満期日が到来する満期保有目的の有価証券
未収保険料	保険料で既に確定している債権のうち、当該事業年度内に未だ収入にならないもの
有形固定資産	建物、工具器具備品、リース資産
無形固定資産	電話加入権、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定
金銭信託	令第 9 条第 1 項第 3 号の規定により信託した金銭信託
投資有価証券	令第 9 条第 1 項第 1 号の規定により満期保有目的のために購入した満期日の到来が 1 年を超過する有価証券
未収財源措置予定額	法附則第 17 条に規定する長期借入金等に係る独立行政法人会計基準第 84 の後年度において財源措置が予定される金額
運営費交付金債務	受け入れた運営費交付金のうち、収益化等に振り替えられていないもの
一年以内返済長期借入金	一年以内に償還期限の到来する借入金
未経過保険料	前納保険料のうち、翌事業年度に属する保険料相当額
長期借入金	法附則第 17 条に規定する長期借入金
給付準備金	省令第 24 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する給付原資準備金、付利準備金、調整準備金
前中期目標期間繰越積立金	法第 63 条第 1 項の規定により前中期目標期間から繰り越された積立金
積立金	通則法第 44 条第 1 項の規定により積み立てられた積立金
当期末処分利益	当該事業年度における未処分利益

②行政コスト計算書

科 目	説 明
損益計算書上の費用	損益計算書における経常費用に臨時損失を加えた額

③損益計算書

科 目	説 明
給付金	特例付加年金の支給額、農業者老齢年金の支給額、農業者老齢年金死亡一時金の支給額、経営移譲年金の支給額、老齢年金の支給額、死亡一時金の支給額
運用損失	金銭信託運用及び投資資産運用に起因する運用損失
給付準備金繰入	給付原資準備金、付利準備金、調整準備金に繰り入れる額
給与・賞与及び手当	職員の給与等
業務委託費	業務委託に要した経費
役員報酬	役員の報酬
財務費用	借入金利息の支払額、ファインリス契約に基づく支払利息相当額
運営費交付金収益	受け入れた運営費交付金のうち、収益化したもの
保険料収入	新制度に係る保険料
運用収益	預金等の運用に係る利息収入、有価証券の運用に係る利息収入、金銭信託運用に起因する運用収益、投資資産運用に起因する運用収益
補助金等収益	受け入れた補助金等のうち、収益化したもの
財源措置予定額収益	法附則第 17 条に規定する長期借入金等に係る独立行政法人会計基準第 84 の後年度において財源措置が予定される金額
給付準備金戻入	給付原資準備金、付利準備金、調整準備金を戻し入れる額
減損損失	固定資産の減損に伴う損失の額

④純資産変動計算書

科 目	説 明
当期末残高	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤キャッシュ・フロー計算書

科 目	説 明
業務活動によるキャッシュ・フロー	基金の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、年金の給付等による支出、保険料収入、人件費支出等が該当する。
投資活動によるキャッシュ・フロー	将来に向けた運営基盤確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、信託資産及び投資有価証券の取得等による支出等が該当する。
財務活動によるキャッシュ・フロー	金融機関からの長期借入金の借入による収入及び長期借入金の返済に伴う支出等が該当する。

（２）その他公表資料等との関係の説明

- 当基金のホームページでは、制度のご案内や基金からのお知らせ等の情報を発信しています。

農業者年金基金のホームページ

<https://www.nounen.go.jp/>

・パンフレット

〈全ての農業者の方向け〉



・ポスター

〈令和6年度版〉



・リーフレット

〈令和6年度版一般向け〉

知って得する農業者年金

農業者の方は、
国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」
に加入して安心して豊かな老後を！

終身年金で
安心！



ポイント1 農業者なら誰でも入れる「終身年金」
ポイント2 一定の要件を満たす方には、**保険料の国庫補助**
ポイント3 税制面で**大きな優遇措置**

詳しくは…「農業者年金基金」検索 <https://www.nounen.go.jp>

〈令和6年度版女性向け〉

女性農業者のみなさんへ

農業者年金は今のあなたと
老後のあなたを応援します

老後生活
への備えは
十分ですか？



ポイント1 「終身年金」で、女性の長い老後を**しっかりサポート**します。
ポイント2 家族経営協定を結べば**保険料の国庫補助**も受けられます。
女性の農業経営への夢を**しっかり応援**します。
ポイント3 税制面で**大きな優遇措置**

詳しくは…「農業者年金基金」検索 <https://www.nounen.go.jp>

〈令和6年度版39歳以下向け〉

**若い農業者の皆さん！
自分の老後自分で守れますか？**

若い農業者の方は、
国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」
に加入して安心して豊かな老後を！

若い今こそ
年金
アクション！



ポイント1 35歳未満で一定の要件を満たせば、**1万円からでも加入可能**
ポイント2 認定農業者で青色申告者等には**国庫補助で手厚い支援**
ポイント3 税制面で**大きな優遇措置**

詳しくは…「農業者年金基金」検索 <https://www.nounen.go.jp>

〈令和6年度版主に壮年の方向け〉

農業者年金の3つの税制優遇

農業者年金は
税の軽減の立役者です！

年金積立
しながら
税軽減



ポイント1 支払った保険料は**全額社会保険料控除の対象！**
ポイント2 運用益は**非課税！**
ポイント3 将来年金として受け取る際も**大きな控除！**

詳しくは…「農業者年金基金」検索 <https://www.nounen.go.jp>